

帰還運動を推し進めたものの、北朝鮮との国交を断絶したまま今日に至っている。在日朝鮮人の粘り強い闘いによって再入国が一般的に認められ、北朝鮮との自由往来が可能になつたの

懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立する」ことを謳つた一昨年の平壤宣言の精神に反することは言ふまでもない。

も支援を続けていた。  
今回の法案は、この  
次元での支援すら困難  
ものである。支援を可  
能にするためには、主  
要側との綿密な調整

議する。このような政策が実施されれば、数年に渡る人道支援の結果救われた多くの命を奪うことになる。その意味でこれは人道主義に対する挑戦であり、そこに見える「相手国の人民は

も、ようやく七〇年代に入つてからであつた。

懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立する」ことを謳つた一昨年の平壤宣言の精神に反することは言ふまでもない。

も支援を続けていた。  
今回の法案は、この  
次元での支援すら困難  
ものである。支援を可  
能にするためには、主  
要側との綿密な調整

議する。このような政策が実施されれば、数年に渡る人道支援の結果救われた多くの命を奪うことになる。その意味でこれは人道主義に対する挑戦であり、そこに見える「相手国の人民は

### 三 民間人道支援に対する妨害行為

した日本政府の在日朝鮮人と北朝鮮に対する政策の下、制限限度内の外國為替法で保障された送金や万景峰号の往来によつて、からうじて在日朝鮮・韓国人の家族の絆が結ばれてきたのである。

以上のように、在日韓国・朝鮮人が生まれた歴史的経緯と、彼らの家族が日本と北朝鮮の間で離れ離れとなつたきさつを顧みるなら、北朝鮮への送金や支援物資の輸送を禁止し、祖国訪問を妨げるこの度の法案は、誰にも侵されない権利である家族同士の営みを侵害するものであり、在日朝鮮・韓国人に対する人権蹂躪法であるといつて差し支えない。また、經濟制裁と在日朝鮮・韓国人に対する人権蹂躪が、「不幸な過去を清算し、

局知るに於ける韓鮮では十九  
年代半ばから深刻な食糧難にあり、未曾有の餓死者・病死者が  
出でてゐる。特に子どもへの影響  
が大きく、慢性栄養失調は子ど  
もの四割にも上る。現在まで国  
際機関や各国政府、NGOによ  
り毎年二〇〇億円近くの大規模  
な人道支援が続けられている。  
「死に往く者を見捨ててはな  
らない」という人道主義と両國  
間の歴史的和解という外交上の  
課題を鑑みれば、本来日本政府  
が自ら積極的に人道支援を行  
べきである。にもかかわらず、  
二〇〇〇年まで行なつてきた全  
剩米の寄附を日本政府は排外主  
義的な国民世論と外交上の駆け  
引きのため中断している。現在  
日本からは我々のような人道支  
援団体と在日朝鮮人団体、在日  
韓国人団体などが小規模な支

止法」は支援に携わる韓国人が北朝鮮これらの活動を行つるものである。また日本からの支援くは万景峰号によりり込まれてゐる。私たちなどほとんどの物資は救援対象者に届けてい船舶入港制限法」は円滑な送付という支援も基礎となるものをも害するものである。無害交通権の保障を定め義務づけた海洋法は、國際連合条約第二四条に違反するものである。政府次元での人道主義ないばかりか、我々を窮地に陥らせる政策本政府に満身の怒りを

等しいと言わればならない。本政府は過去の侵略の罪を無視するばかりか、更なる人道的犯罪を起こそうとしているかのようである。また、こうした政府の姿勢を正すことのできない日本国民にも道義的責任が帰せらるるだろう。

歴史と国際情勢に対する日本人の無知と、マスコミに煽られた「国民感情」の高まりに付けて、今後の法案は、日朝間の対話や信頼関係を構築する外的機会を日本が自ら捨て去り、北朝鮮との政治的・軍事的緊張を高め、かえつて拉致事件の解決をこじらせるだけでなく、朝鮮民族との歴史的和解を永久に遠ざけてしまう暴挙である。私たちは直ちにこの法案の廃止を求める。

# 朝鮮通信使はいま

## （第1回）

仲尾 宏  
(京都造形芸術大学客員教授)

●はじめに

江戸時代、朝鮮国の使節を一二回むかえた近世の日本と日本をめぐる東アジアはどのような世界であつただろうか。こんにち、朝鮮通信使のこした文化的あしあとや日本と朝鮮のひとびとの交流についてはさまざまな事績がようやく知られるようになつてきた。今ではほとんど全ての学校の教科書でも朝鮮通信使のことはとりあげられている。けれども、その時代、日本と東アジアはどのような社会であったのか、また通信使はどんな政治的、外交的、社会的、文化的影響を残したのか。そのあたりを具体的にとらえなおす時期にきているように思える。

本論では四回にわけて、個々の事績だけでなく、朝鮮通信使がもたらしたさまざまな足跡を東アジア全体で考え、とりわけ日本と朝鮮半島のひとびとの歴史認識のありようにもがかわつてさぐっていきたい。

## 一、侵略から善隣と地域平和の達成へ、「鎖国史観」をこえて

近世の日本を学校の教科書は「鎖国」、きびしい身分制度、そして貧しく虐げられた百姓農民、と言う三つのことがらをその時代の特徴として述べてきた。しかしそのようない叙述の一一面性は近年の歴史学のめざましい研究成果の蓄積によつて、もはや通用しなくなりつつある。たとえば「士農工商・被差別民」という身分は固定的制度として徳川政権が創出した、とされてきた。しかし事実は平和と安定が長く続く過程で支配者層としての武士身分は存在していても、町人、農民の士分級

官、または在地農民化などの結果、ある程度の身分の融合があつたこと、また新田開発や農業生産性の高度化などにより、武士よりもはるかに豊かな農民がうまれ、また商品生産が盛んになるにつれ、領主経済の貧窮や下層武士の貧困化に反比例して豪農、豪商が輩出し、被差別民でも、豊かな生活を送る人々も出ていたことが事実であつたことが証明されつつある。朝鮮通信使をむかえる各地の藩や民衆の動向もこのような社会の変貌と展開があつてこそ可能だった。それらのことは後ほど

どまた触れることもあるう。

さて、問題は「鎖国」である。江戸時代を

「鎖国時代」とよび、長崎を唯一の海外との窓口とする歴史叙述はいまも跡をたたない。各種の教科書や副読本をはじめ、観光案内本、歴史小説のたぐいにいたるまで、著述者の視点はまず「鎖国」ありき、であるといってよい。朝鮮通信使をのべる記述でも「鎖国」の時代の唯一の外交使節団、などといった叙述も多い。実は、そのような叙述自体が矛盾しているのである。

ここで念のために「鎖国」という用語の用いられ方について説明しておこう。

江戸に参府し、将軍の謁見を受けて通商許可の札をのべていた。一種の朝貢儀礼である。一六九一年と九二年に商館長に随行した外科医のケンプエルはこのときの見聞を中心に

の政策を直接受けた言葉としては一七世紀前半に日本で用いられた用語ではなかつたのである。「鎖国」という用語が一般に流布したのはむしろ幕末の時期であつた。徳川政権は



対馬の北から朝鮮を望む

は「万國公法の大義である」として自由な通商と外交関係の締結をもとめる西洋列強に対して、「祖法」として「通信」は朝鮮・「通商」は中国とオランダに限定していると言ひ立てた。そして武力を背景に威嚇したアメリカに屈して「開港」したあと、国内の攘夷論者におしまくられて再び「鎖港」の約束をしなければならぬ破目に陥つた。このころから「鎖国は祖法」といった論法が攘夷論者の中に現れてくるがそれは史実を無視した観念の產物だつた。これに反して明治政権は全面開国、全面通商の対外政策をとる。そこから逆に今までの江戸時代は「鎖国時代」であった、という観念と用語の使用が明治以降ひろまつた。

## (二) 大航海時代参入をめざした徳川家康

もうひとつのが「鎖国」の誤用例は和辻哲郎である。一九五〇年に刊行された和辻の『鎖国』は「日本の悲劇」という副題をもつ。大航海時代にはじまり、信長横死にいたる時期の日本各地でのキリスト教宣教師たちの

時代=「鎖国時代」という観念はこの和辻流の近代主義者たちの日本知識人の西洋文明崇拜觀念と同根である。したがつて「鎖国」という用語が今なお大手を振つて学界に籠り通つており、日本の近世を間違つた視点で捉え、とりわけ朝鮮・中国との関係を無視してはばかりない。もう一つの伝統的な歴史觀念は「日本史中心史觀」とでもいべき考えである。多くの日本史研究者は今もその觀念にとらわれている。日本の歴史を日本列島と言つ場とそこで生起した事象を完結的に捕捉し、また中央政権の視点からのみ見てしまふ、といふ考え方である。しかし、一連の網野善彦氏などの労作にみるように、海の世界をはじめとするファジーな領域、また琉球やアイヌモシリなどの「異域」を含めた多様・多文化の存在に注目するならば、江戸日本を「鎖国」という言葉で表現することの誤りは自明であろう。

ましてや、本論の課題である朝鮮国との濃厚な関係を視野にいれた近世日本像を考えるとき、「鎖国」は死語としなければならないのである。さて「鎖国」でなかつたこの時代、日朝関係の展開はどうして実現されたのか。そのことの前に和辻によつて視野の狭小さと保守性を糾弾された徳川家康の对外政策をみておこう。家康は豊臣秀吉の死後、ただちに近い将来の徳川政権の樹立をめざして大名対策、とりわけ反徳川勢力の打倒に向けて活発な活動を開始する。その過程で家康は同時に

対外政策についても着々と自己の主導のもとに積極的な政策をうちだした。まず閑が原役

以前であるにもかかわらずマニラとの貿易を堺商人を通じて開始し、中国(明)に薩摩商人を遣使として勘合貿易再開を求める書簡を送つた。また国内ではキリスト教会の設立を黙認、ついで許可状を出す。そして大坂にきた松前氏にアイヌとの交易の独占権をみとめた。

一六〇一年になると朱印船の渡航とその保護を安南国に求め、以後慶長年間に日本を出航した朱印船は一六七隻におよぶ。また漂着したイギリス人W・アダムスを側近に加えるとともにオランダ、イギリス、スペインの平戸商館貿易を認めた。京都の商人のメキシコ渡海を認め、伊達政宗の遣欧使節派遣を認めたのもこのような流れに沿つてのことであつた。和辻の述べたことと逆に徳川家康はその政権のもとで、日本は大航海時代に進んで参加しよう、としたのである。また海外貿易の利益の幕府独占化を狙つて一六〇九年に長崎での糸割符制を開始した。家康は一六二一年、岡本大八事件を契機として天領におけるキリスト教布教の禁止に踏み出すが、对外交易の活発化は継続し、朱印状を発給しつづけていた。良く知られているように家康は一六〇五年に秀忠に將軍職を譲つていたが、なお駿府にあって外交と禁裏・宗門対策は直接指揮をとつていたのである。

## (三) 和平交渉の開始と朝鮮国の立場

対朝和平交渉はある時期までは対馬宗氏の意思が先行した。対馬宗氏にとつては一刻も早く「壬辰倭乱=秀吉の侵略戦争」以前の対馬と朝鮮の関係に立ち戻り、釜山での居留地貿易の再開を切望していたからである。しかし、一六〇四年に朝鮮から松雲大師・惟政が探賊使として派遣され、対馬の要望を許可するとともに京都伏見城で家康との会見があり、家康から「再度の侵略なし」との言質をとつ

外政策の一環としてどちらなければならないだろう。

ただし、朝鮮との関係は他の外国、地域とはちがつて「壬辰倭乱=文禄・慶長の役」の後始末をどうするか、という特別に重い課題があつた。当時の誰の目でみても日本は加害国であり、朝鮮はいわれのない被害を受けた豊臣政権を最終的に滅亡させて自己的の権力を樹立したい、と構想し、着々とそのための手を打つてゐる。家康にしてみれば、朝鮮に対してそれる立場は極めて複雑で矛盾した位置にあつたと言わねばならない。復交するにしても新政権が前政権の暴虐を謝罪する、といふことを簡単に表明できない立場にあつた。しかし現実は家康の意向に先立つた対馬の動きに助けられた。

活動をのべたこの著書の最終章「鎖国」においては家康の対外政策は「世界的視圈」の狭い「保守的」なものであったとしている。そして家光の時期にとられた一連の政策は「厳密な意味で鎖国令ではない」と言つてゐることもあることはよく分かるであろう。しかし日本人に對して外国との交通を遮断した、という点においては、鎖国令に相違ないのである」と述べている。和辻自身が「厳密な意味で鎖国令ではない」と言つてゐることもあることはよく分かるであろう。和辻の視点は第二次世界大戦の敗北の重大な要因として日本人が世界的視野を持ちえないこと、その責任を徳川家康に押しつけているのである。和辻の所論のいま一つの重大な欠点は世界をキリスト教的、ヨーロッパ的なものを中心として見ていることである。一六世紀後半から一七世紀にかけての日本と日本人の対外的視野を問題にするのならば、当時の日本をふくむ東アジアの文明と文化にも目をむけなければならない。日本や東アジアの人々の礼儀正しさや教育レベルを称賛した宣教師たちの記述は多く、また東南アジアをふくむ「東方」の文物は当時のヨーロッパ人の垂涎的であり、またその故にこそ「大航海時代」ははじまつたのである。

今日の学校の教科書をはじめとする「江戸



松雲大師惟政

る。対馬に対しても一五世紀なればより、倭寇禁絶の手段としてその基地となっていた対馬に對して海賊行為の嚴禁を求める代償として、宗氏と配下の豪族に朝鮮國の官職の授与、歳貿易船定数設定、米豆の賜給、日本からの朝鮮渡航船に対する許可状発給権などの特権を与える。なおかつ釜山などに居留地を設定してそこでの交易を保障した。

したがって、対馬が朝鮮國に對して「向国革心」の意思があるならば、もとの伏態に復することとは可能である。これを「羈縻」つまり「てなづけ」政策という。

(2) 関が原役ののち、宗氏は家康に謁見してその藩属関係に入った。したがつてそれ以前と以後とでは対馬の権限と役割はおのずから異なつてゐた。そのことのみきわめを慎重にする。



たことで国交再開のめどが立つた。そののち、対馬宗氏は原則として家康政権の外交代行者としての立場に立つ。その間、家康から朝鮮に對して対明勘合貿易再開の仲介を依頼するがこれは朝鮮側が断る。また家康の言動から伏見城での会見のあと、「武威」をふりかざすような態度が消える。そして朝鮮側から国交回復の二条件、すなわち①家康から謝罪の意思をあらわした国書が先に到着していること、②戦中の王陵墓破壊犯人の捕縛と移送、

そして日本国内の朝鮮人被虜人の早期送還実現要求がだされて家康がこれに応えて一六年の「回答兼刷還使」の訪日実現に至つた。ここまで時期、朝鮮国側のとつた復交に関する態度はおよそ次のような理解と原則に立つたものである。

(1) 対馬宗氏の当主宗義智からの使者による貿易再開要求、すなわち「許和」についてはあくまで宗氏の利害にもとづくものであ

(4) 家康は明との勘合貿易の復活を望んでいた。そのためには朝鮮問題の解決が先決であることはよく分かっていた。また明との交渉、交易ルートとして朝鮮経由を模索していた。一方、明国としては秀吉がその冊封を拒否したこと日本に対応する出発点と考えており、この関係の打開がない限り、日明の内政上も問題があつた。

(3) 朝鮮にはなお明軍が駐留しており、対日軍事・外交は朝鮮単独で決断できない時期があつた。また、そのことを理由として対馬や日本側の要求をはぐらかしてきていた。しかし明軍の長期駐留をいつまでも続けることは内政上も問題があつた。

白な謝罪の意思表示がなければ、国交回復は不可能である。

(6) その意思表明のひとつの表れとして王陵犯の縛送を要求する。それを受け取ることができれば、朝鮮側はその犯人を「献俘」として扱い、人民に対して国交回復の時期がきたことを明示する。

#### (四) 侵略の謝罪と国交回復

この時期ー前近代東アジアの外交秩序は近代以降の国際法や国際機関を欠いている。存在していたのは、中国皇帝の周辺諸国の王に対する冊封権と諸国(の)王の朝貢儀礼とその回賜としての勘合貿易権であった。

中国との冊封関係が厳格に守られ、事大政策ー中国に毎年朝貢使をおくることを安定的な对外政策の柱としてきた朝鮮国にとってそれらのことは自明のことだった。だが日本側は足利義満の時期に朝鮮国と同様の政策をとつたものの、それ以降の足利政権はかならずしも一貫した対中国政策をとつていなかつた。

時には勘合貿易の拡大を望んだり、時には中止したりしつつ有力守護大名の参入や倭寇の跳梁に任せるほかなかつた。そのため信長、秀吉とともに東アジアの外交秩序のありかたについて明確な知識をもつていた、とはいえない復活はありえないことだった。

(5) 家康の意思是家康が将軍となつて中央政権の實質をともなつてきたとはいえ、なお朝鮮側に対する明らかな直接の意思表示がなかつた。日本の王権を代表する家康が朝鮮國に対する「日本国王」として、書簡を先に送ること、そして先の侵略戦争に対する明に送ること、そして先の侵略戦争に対する明に

①朝鮮側の要求の「謝意」が、対馬まで来て



ソウルの街で再現された通信使行列

當時には勘合貿易の拡大を望んだり、時には中止したりしつつ有力守護大名の参入や倭寇の跳梁に任せるほかなかつた。そのため信長、秀吉とともに東アジアの外交秩序のありかたについて明確な知識をもつていた、とはいえない

い。そのことが秀吉の朝鮮半島侵略、中国制覇の野望、東南アジア諸地域への朝貢要求を生んだ。

徳川家康の場合の对外認識はどうだったか。彼の周辺で对外関係の政策にかかわった者は西笑承児、金地院崇伝、そして林羅山などであるが、彼らが東アジアの海外事情や外交秩序についての正確な知識をもつていたとは到底思えない。したがつて家康は当初、対馬の先行交渉を事後承認しつつ、小西・寺沢らの西国大名を通じた交渉を試みさせたりせざるを得なかつた。時には再侵略の意思をちらつかせたりもした。

ただ家康は先にみたようにかなり早い時期から東アジア貿易圏に日本が積極的に参入することを構想し、そのための手立てを序々にはじめている。そのためにも朝鮮との国交復は避けてとおれず、また松雲大師惟政との会見以降、「武威」の振り回しは復交にとつて障害であることを認識したのであろう。

それからは対馬を通じての交渉とはいえ、かなり融和的な態度をとるようになつた。

その過程を急速に促進させたのが、対馬の宗氏とその家老・柳川調信による「家康国書」の偽造、または改書の策謀である。その詳細な事実関係はまだ完全に判明していないわけはないが、現在までの研究の結果、すくなくとも次のような点が浮かびあがっている。

## ●イルボンサラムのみた「在日」 1



## 在日コリアン人権啓発東京セミナーの内容

第6回、在日コリアン人権啓発東京セミナーは、マッパラム告知板に紹介しているように、6月10日(木) 東京芸術劇場中会議室で講義①②③が、11日(金)はJR高麗川駅改札口集合で、高麗神社、在日韓民族無縁仏慰靈塔、浅川地下壕をめぐるフィールドワークを実施します。

講義①は「戦前・戦後の日本社会における朝鮮人認識」で、世界人権問題研究センター研究員の宮本正明さんから、最近一部の政治家・「知識」人による在日コリアンに対する歪んだ歴史認識がひろめられていることについて、戦前、占領期の日本社会の朝鮮人認識を分析することで朝鮮人認識の形成をたどっていただきます。

講義②「右傾化する日本社会と在日コリアンの人

権」は、韓国問題研究所所長の康宗憲さんに、「拉致」問題を契機に北朝鮮バッシングが加速し、一方それをテコに「右傾化」が進んでいる現状から、朝鮮半島分析、最近の民族差別事件を通じた右傾化のメカニズムを分析していただきます。

講義③は映画「海女のリヤンさん」鑑賞と、その監督である原村政樹さんから、故辛基秀さんが60年代に作成した記録映画「身世打鈴」の梁義憲ハルモニの日本・韓国・北朝鮮に離散した子どもとの再会場面を加えたこの作品の製作意図、梁さんとのふれあいなどを語っていただきます。

フィールドワークでは、高麗神社の総禰宜高麗文康さんのお話しと、浅川地下壕では、「浅川地下壕の保存をすすめる会」の皆様の解説と、強制連行の生き証人姜壽熙さんにお話しいただきます。

★定員 80名（先着順）です。66頁参照の上事務局までお申し込み下さい。 S

いた家康「書體」には十分でなく王陵犯にも言及していない。「不遜」の態度がみられる。  
②「日本国王」名義ではなく、その印章も「国王印」ではなかつた。

ところが、最終的に対馬から朝鮮側にとどけられた家康の「先為國書」は以上のすべての朝鮮側の要求を充たしていた。しかも年号は朝鮮での慣例どおり「明」年号であった。このような形式・内容とも完璧に条件を充たした国書の出現を前にしては朝鮮側は、その真偽を大いに疑いつつも、これを受領した以上は、国交再開に踏み切らざるを得なかつた。ただ、朝鮮側が最後までこだわったことは派遣する使節の名称である。対馬からは「通信使」を意味する「信使派遣」を要請してきたいたし、家康の国書もその名義の使節派遺を要望していた。しかし平時の使節ではなく、あの倭乱の終戦処理の画期をなす使節であるから、いきなり朝鮮側から「信義をかわす」などという文言は使えない。まかりまちがえば、朝鮮からの降伏とどられかねない。そこで家康の謝罪の意思をこめた国書に対する朝鮮国王からの「回答国書」の伝達と徳川新政権下の日本情勢探索の「探賊」を目的とすることとされた。

あわせて外務省にあたる礼曹から日本国執政（老中）あての被虜人刷還を要請する文書をもたらせることにしたのである。宣祖国王の名による回答国書の大意は次の通りである。

ここでは先にみた朝鮮側の原則は見事に貫徹されている。侵略者側の謝罪に対して侵略をうけた側からの宥和の立場の表明である。

この基礎の上に立つて交隣関係が復活された。またの名を善隣関係とよぶ。朝鮮国としては日本は隣国であり、その隣国との間に善隣関係が築かれていることは古来、好ましい、と受けとめてきた。しかもそれは東アジアの盟主である中国国王の冊封下という特殊な外交秩序のもとで、中国との関係とはことなる善隣関係である。そしてこの関係がこの一六〇七年から一八一年までの一二回の訪日使節の派遣を通じて継続された。その後も使節派遣こそ実現しなかつたけれどもこの善隣、通信関係の存在は両国の当事者には日

本の明治政権成立時まで意識されていた。東アジアにおける不戦・非侵略の善隣の暗黙の誓いがかわされていった、というべきであろう。二六〇年の長きにわたつて通信使はこの地域の平和存続の貢献者でもあった。

隣に交わるに道あり。しかるに壬辰の変ゆえなくして兵を動かし、先王の丘墓に至る。義において貴国と一天を共にする如くあらば誠に両国生靈の福とすべし。よつて使節を駆せ、以て来意に答う。



ソウルの街で再現された通信使行列

# 朝鮮通信使はいま／第2回

仲尾 宏（京都造形芸術大学客員教授）

## 二、「神國意識」と「朝貢史觀」を越えて

### （一）古代・中世の相互認識

『日本書紀』は『古事記』とならぶ日本古代の官製史書である。その中には古代のおおらかな民衆の説話や神話も含まれてはいるが、大半はそれらの神話や伝承を編纂者の意図にそつて書き換え、換骨奪胎して「倭国」にかわる「日本国家」の創建を天孫降臨に結び付けて、七世紀によく成立した古代天皇制を飾るイデオロギーにみちた書物である。今日では、その虚構を疑わない歴史家はないだろう。しかし、近年でも森元首相の「日本は神の国」発言があった。また「考える会」教科書では、何と「神武天皇の東征」伝承や「日本武尊と弟橘姫」の伝承が一般的な古代史叙述とならんとコラム扱いではあるが、堂々と出てくるのだ。

『記紀神話』の中でももつともイデオロギー臭がつよく、もつとも嘘に満ちた伝承がなぜとりいれられているのだろうか。いうまでもなく現代をふくめた天皇制の思想的根拠を「現人神」に求め、それを歴史教育の主たる教育目標のひとつとして取り入れようという

意図からであろう。

この「神が作りたもうた国・日本」の作話とともに、もうひとつのが『記紀神話』の柱はいわゆる「神后皇后三韓征伐」説話である。

『日本書紀』の「神功皇后 摂政前記」によると、夫・仲哀天皇の死後、皇后は九州にあって、神祇の教えを受け、皇祖の靈をたよつて海を渡り新羅の国に攻め入ったところ、新羅の王は「われ聞く、東に神國あり。日本」という。必ずその神兵たらん」といい、戦わずして服属した。その報を聞いた高麗・百濟の王もまた「今より以降は永く西蕃といいつつ、朝貢絶たじ」といった、という。

そして神功皇后の子であるとする応神天皇の記事には高麗人、百濟人、任那人、新羅人らが続々と「来朝」「来帰」「帰化」（いずれもマウクと訓ずる）したという記事が出てくる。

また同天皇二十八年九月の条には「高麗の王、使を遣して朝貢（ミツギタテマツ）る」という記事もでてくる。

こうしてみると「天孫神國説話」と「三韓

くの武将たちが戦勝祈願のために「神功皇后」の子、応神天皇（ホンダワケ）を祀る「八幡大菩薩」を信仰した。またこのあたりから、西日本を中心にさまざまな「神后説話」が作られ、祭礼などにもとり入れられる。京都の祇園祭の船鉾の伝承や岡山県牛窓の唐子おどりも「神后説話」に関連しているという。一方では『八幡愚童訓』や『八幡大菩薩御縁起』などが書かれ、そこでは神后説話を掛けて「新羅の大王は日本の犬也」として新羅朝貢説がのべられる。物語の世界でも『太平記』で「神功皇后新羅を攻め給う事」が一章をさいてのべられる。このようにして「神國思想」と一体となつた新羅蔑視・朝鮮民族劣等視が一般民衆にもしやすいに流布してゆくことになる。

さらにこの「神國思想」が現実と重なつて語られることになった契機は鎌倉時代中葉のモンゴル軍襲来だった。幸いにして二度の襲来は台風によって日本は難を逃れることができた。このとき、自ら外交権を放棄して鎌倉幕府に一切を委任していた京都朝廷は八幡大菩薩を祀る石清水八幡宮などに「国難救助」を祈願することしかできなかつた。しかし結果的に「神助」によつて危機を回避したとして偶然の台風襲来を「神風」とし喧伝した。第二次世界大戦の敗戦寸前に、必ずこのような大国難のときには「神風」が吹いて戦況を一変させる、ということを政府や軍部はまことしやかに宣伝し、市民もそのように信

じた。今、「つくる会」教科書もあらためてコラム欄ではあるが元寇時の「神風」説を紹介している。

このような日本人の「神國意識」や「神の子」である天皇のありようは朝鮮半島ではこの時代においてどのように認識されていたのだろうか。一四二〇（応永二十七）年、朝鮮の世宗国王の国書を足利義持將軍に届けるべく、回礼使として来日した宋希環の『老松堂日本行録』には、京都滞在が長期だつたにもかかわらず、天皇のことは一切触れられていない。この時期、すでに天皇が外交についてはみずから係わることがなかつた事実の反映でもあつただろうが、日本国王として認識されていた義持との会見がスムーズに運ばなかつた事情もあつて、関心が天皇にまで向けられなかつたともみられよう。そののち一四四三（嘉吉二）年に同じく世宗から下孝文を正使とする通信使が派遣されてきた。このときの書状官であった申叔舟が晩年に世宗国王に撰進した『海東諸国記』は「願わくば國家（朝鮮国）、日本と和を失するなれ」と遺言した筆者がかつての見聞やそののちの文献涉獵の結果をまとめた報告書である。その申叔舟は「日本國紀」の冒頭に「天皇代序」を置き、天神七代・地神五代のあとに「人皇の始祖は神武天皇なり」と記し、当代の後花園天皇までの略事を記している。「神功皇后」については仲哀天皇没後、国事をとり執政五年、乙酉の年に「新羅國始めて使いを遣わし

遠征の勝因とされ、後者の「服属」「朝貢」「帰化」が前者の説話の真実性をうらづけるものとして描かれていることがわかる。ちなみに「西蕃」の「蕃」とは「トナリクニ」とは訓ずるが、中国に対しても同じく「トナリクニ」とは訓ずるもの、「隣国」という漢字を用いて区別し、「朝貢」「帰化」の事実があこととした差別的な意味合いをもたせている。

この『日本書紀』を出発点として日本では『六国史』が相次いで編纂された。国家による修史事業である。そして京都の朝廷では定期的にその講読会がもたれ、貴族たちの必修の教養書とされるようになる。

中世では大きな影響を与えた「神國思想」の書に北畠親房の『神皇正統記』がある。この書は天皇が南北朝に分裂して南朝方の貴族出身武将であつた著者が後醍醐天皇の死に感じて、天皇の遺志を後世に伝えよう。必ずその神兵たらん」とい、戦わずして服属した。その報を聞いた高麗・百濟の王もまた「今より以降は永く西蕃といいつつ、朝貢絶たじ」といった、という。

そして神功皇后の子であるとする応神天皇の記事には高麗人、百濟人、任那人、新羅人らが続々と「来朝」「来帰」「帰化」（いずれもマウクと訓ずる）したという記事が出てくる。

また同天皇二十八年九月の条には「高麗の王、使を遣して朝貢（ミツギタテマツ）る」という記事もでてくる。

こうしてみると「天孫神國説話」と「三韓

服属説話」とは対をなしていて、前者が海外遠征の勝因とされ、後者の「服属」「朝貢」「帰化」が前者の説話の真実性をうらづけるものとして描かれていることがわかる。ちなみに「西蕃」の「蕃」とは「トナリクニ」とは訓ずるが、中国に対しても同じく「トナリクニ」とは訓ずるもの、「隣国」という漢字を用いて区別し、「朝貢」「帰化」の事実があこととした差別的な意味合いをもたせている。

この『日本書紀』を出発点として日本では『六国史』が相次いで編纂された。国家による修史事業である。そして京都の朝廷では定期的にその講読会がもたれ、貴族たちの必修の教養書とされるようになる。

中世では大きな影響を与えた「神國思想」の書に北畠親房の『神皇正統記』がある。この書は天皇が南北朝に分裂して南朝方の貴族出身武将であつた著者が後醍醐天皇の死に感じて、天皇の遺志を後世に伝えよう。必ずその神兵たらん」とい、戦わずして服属した。その報を聞いた高麗・百济の王もまた「今より以降は永く西蕃といいつつ、朝貢絶たじ」といった、という。

そして神功皇后の子であるとする応神天皇の記事には高麗人、百濟人、任那人、新羅人らが続々と「来朝」「来帰」「帰化」（いずれもマウクと訓ずる）したという記事が出てくる。

また同天皇二十八年九月の条には「高麗の王、使を遣して朝貢（ミツギタテマツ）る」という記事もでてくる。

こうしてみると「天孫神國説話」と「三韓

から一顧だにされていなかつたのである。そしてこのような両国、両民族間の相互認識のズレが紛争のたびごとにあらわになつてきただ、とみることができよう。

### (一) 豊臣秀吉の侵略と神國思想

豊臣秀吉がキリスト教の禁止を最初に宣教師たちに布告したとき「日本は神國」であることを理由としたことはよく知られている。それはまた中国に対しても同様であった。「夫日本者神國也。即天帝即神也。全差無し」(大明國使に告報すべき条目 朱印状)といふものがある。

秀吉の神國意識がどのように形成せられてきたかを語る史料は今、涉獵する余地はない。

だが、おおまかに推論でいえば、次のようなことが考えられるであろう。

秀吉は青少年時代の閱歴からいえば、徳川家康などどちがつて古今の史書や故事典籍を学ぶ機会はほとんどなかつたであろう。才知と策略に抜群の人物であつたから、信長麾下の一武将をてはじめに、なだたる群雄を制して「天下人」に到達したのであるが、軍略家としては大成しえても、一国を統治し、海外との交隣関係をどうするか、という長期的な政治家に必要な知識と教養に乏しかつた。

したがつて秀吉のまわりには朝鮮出兵以前の段階においても西享承兎をはじめ、有節瑞保、聖護院道済ら、そして京都所司代に登用された前田玄以らの京都近辺の有力寺院の僧もうひとつは加藤清正の部下、下川清兵衛の『清正高麗陣覚書』である。

「古より神功皇后応神天皇以来、三韓より日本に御貢を備へ候ども、近儀は左用の手筋も取失ひ之候間……」「清(正)が先手をうけ給ひ、高麗国王をとらへ日本に御貢を納さす可く申し候」

これはいわゆる「軍記物」と称される戦功談の頭書部分に述べられたものである。以下、朝鮮半島で彼らのもとで二度にわたり、およびたしい殺戮、略奪、放火、拉致、暴行が展開され、その描写もまたかなりの誇張が含まれるのでない。神國の兵、すなわち神兵が戦闘と占領の期間中に行つた数々の罪業は第二次世界大戦下の中、アジア各地で「神兵」がやつしたことと同じであつた。そのような残虐行為が「神國」の兵であるがゆえに許され、また異民族国家に「朝貢」を求めるなどを当然とすることが「神國」であるがゆえ、とす

ることが目につく。そのひとつは肥前の松浦鎮信の家臣であつた吉野甚五左衛門の覚書である。

「日本は東海はるかにへだてわずかの嶋たり。大国にくらぶれば九牛の一毛たりといへども日本は神國たるによつて、神と勇猛の氣あり。人の心の武きことは三国に勝れたり」「仲哀天皇のきさきたりし神功皇后、返りて高麗、遼東より毎年我朝に官物をそなえたてまつる」

もうひとつは加藤清正の部下、下川清兵衛の『清正高麗陣覚書』である。

「古より神功皇后応神天皇以来、三韓より日本に御貢を備へ候ども、近儀は左用の手筋も取失ひ之候間……」「清(正)が先手をうけ給ひ、高麗国王をとらへ日本に御貢を納さす可く申し候」

これはいわゆる「軍記物」と称される戦功談の頭書部分に述べられたものである。以下、朝鮮半島で彼らのもとで二度にわたり、およびたしい殺戮、略奪、放火、拉致、暴行が展開され、その描写もまたかなりの誇張が含まれるのでない。神國の兵、すなわち神兵が戦闘と占領の期間中に行つた数々の罪業は第二次世界大戦下の中、アジア各地で「神兵」がやつしたことと同じであつた。そのような残虐行為が「神國」の兵であるがゆえに許され、また異民族国家に「朝貢」を求めるなどを当然とすることが「神國」であるがゆえ、とす

侶たちがブレーンとなつていた。彼らは北条攻め、「九州征伐」など、国内統一戦争の段階や京都の治安対策などすでにさまざまな政策、軍略にかかわつてゐたとみられる。そ

(台湾)総督、インド副王などへの外交文書の起草、また来書の検討もまた彼らの職掌であつた。これらの高位の僧侶は当代最高の知識人であり、当然のこととして仏典、儒書、中国史書などだけでなく、『日本書紀』をはじめとする日本の古典籍にも通曉していた。

彼らが「日本神國」説を信奉していたことは想像に難くない。まして神仏習合の時代であればかれらの仏教徒としての立場との矛盾はさほど大きくなかった。したがつて秀吉名の海外宛書簡に「日本神國」説をくみいれること、またそれと相まってその説を秀吉に教唆したであろうことは十分推測できる。

それに加えて、秀吉は閑白称号獲得のために、京都の公家たちに積極的に接近し、多額の金品を天皇を含めたかれら「長袖族」にばらまき、その有力者を自家薬籠中のものとした。菊亭晴季や勧修寺晴豊、中山親綱らがそうである。彼ら公家層はもとより『日本書紀』の記事をそのまま信奉する立場の知識人であり、「天孫神話」や「神戸三韓征伐神話」をうたがわなかつたであろう。秀吉の「日本神國」意識の形成には彼らの存在と教唆も一役

買つたとみることもできる。

朝鮮国に対する一五八七(天正一五)年対馬を通じて新政権の樹立が伝えられた。そして一五八九(天正一七)年に秀吉は宗義

智に對して、朝鮮国王の京都入貢を命じた。宗義智と景轍玄蘇はこの対策に苦慮し、自ら漢城府におもむき、通信使の派遣要請にすり

かえてその実現をはかるうとした。これに對して朝鮮朝廷は「両国の和親はただ信義の二字にあり」として交隣を重ねるとともになお

西海の海賊による俘虜の送還と海賊捕縛を求める意味あいをかねて通信使を派遣することとした。そして一五九〇(天正一八)年、一

行は京都大徳寺に入り、小田原攻め中であつた秀吉の帰還をまつて朝鮮国王の国書を秀吉に手交することとなる。しかしこの通信使を

朝鮮からの「朝貢」と誤解してとらえた秀吉はますます対外戦争に意欲をもやし、次には「征明嚮導」を朝鮮側につたえるよう、宗義

智や小西行長に命ずる。両者の狭間にあつた彼らはそれを「假途入明」にすりかえ、朝鮮の了解を得ようとしたが、これはいうまでもなく徒労におわり、一五九二(文禄元)年の侵略開始の出兵となる。

約一五万の軍兵がなだれをうつて釜山に攻め込み、二〇日前後で漢城府に入城したが、この間、出陣を命じられた武将たちはさまざまに部下を督励する。

そのうちのいくつかは出陣した大名の配下であるが、「日本神國」説話をもちだしてい

る観念がさして教養を積む機会のなかつたであろうこのような中堅家臣層にまで行き渡つていたことが注目される。

秀吉の侵略戦争は中国・明王朝の参戦と朝鮮各地での義兵の蜂起によつて決定的な齟齬をきたし、開戦後、一年足らずで戦線は膠着して、日明間に講和の機運がうまれる。このときの講和交渉は日本軍の撤退を求める明と、朝鮮南四道の割譲その他を求める日本としてはそもそも成立の余地がなく、交渉役を担当した明遊撃の沈惟敬と日本の小西行長らの策謀で仕組まれた詐術にみちたものであつた。しかもこの時、ゆえなく侵略を受けた朝鮮の頭越しに交渉がおこなわれたために、朝鮮側では松雲大師惟政を加藤清正の陣営に派遣して事態を把握するとともに、明使の日本渡海にあたつては別途、通信使を派遣して朝鮮側の真意を秀吉に伝えることの必要と、頭越しの講和を警戒して通信使派遣が決定した。そして一行は一五六九(慶長元)年九月に壠に到着、上陸した。ここで注目しておきたいことは、戦間期で、まだ講和の行方も見定められず、既に侵略の大被害をこうむつているにもかかわらず、朝鮮側は「通信使」の名称を付したことである。

しかし秀吉は通信使の到着遅延、人質とする予定の王子の帶同を欠いていることなどをあげて一行の大坂入りを許さず、使節は堺でむなしく事態の推移をみるほかはなかつた。結果として、秀吉は、本来、小西行長らが提

### (二) 近世前期の通信使と朝鮮觀

一六〇五(慶長一〇)年京都伏見城での徳川家康との会見で朝鮮国の使節・松雲大師惟政が家康から「再侵略の意思なし」との言質をひきだしたことが、日朝国交回復の契機となつた。そして朝鮮側の出した「条件である、家康謝罪国書の到来と戦中の王陵墓破壊犯人の轉送がみたされ、一六〇七(慶長一二)年の使節派遣を行つた。このときから第三次までの使節は「回答兼刷還使」である。

朝鮮側が通信使の名称を用いなかつたのは、侵略を受けた立場からすれば当然だつた

ろう。朝鮮廟堂での論議は今回の使節派遣の第一目的は被虜送還であり、ついで家康から国書が到着しているので、その真偽はともかく、それに対する回答文書手交も任務とされた。一般に日本への使節はこのごろすでに「信使」とよばれ、対馬側もまたその名での派遣要請を重ねてきたのであるが、この場合「通信使」を自称することは憚かれた。それについてはまだ家康が完全に日本国内を統一していず、秀頼健在ということも考慮されていたのではないか、という説もある。

約五百名に達した第一回の使節は家康が直前に秀忠に將軍職を譲位していたため、当初の予定を違えて江戸城では秀忠との国書交換となつた。秀忠の回答国書は「勢利の交わりは古人の恥ずるところ、只よろしく信義を持つて心となすべし」というものだった。しかし豊臣政権下で対朝鮮外交を担つた西笑承兌らはひきつづき家康政権のもとでも外交・宗教面で隠然たる勢威を保持しており、使節は道中、承兌が一行のもてなしを薄くせよ、といつていることを聞き出している。また回答国書には朝鮮の用いた干支を用いず、日本年号を用いることに固執した。これは秀忠將軍の決済で退けられたが、戦乱からまだ遠くなつて心とは忘れてはならないだろう。このことは承兌の後を受けた林羅山や金地院崇伝などにも引き継がれる。彼らはその漢文の理解と作成力においてすぐれていたため、幕閣

イヌ交易独占許可、長崎では中国・オランダ貿易の幕府独占体制の確立など一連の对外秩序の成立をみた。そして一六二三六（寛永一二）年以降、通信使称号復帰に見られるように、日本と朝鮮との間柄は対等、善隣関係が安定的なものに推移した。

トビ氏のいう「近世日本小中華秩序」の形成であり、そのもとでは「日本小中華意識」が形成されることになる。

それは林羅山やその子孫が後継した大学頭職、または歴代の老中職のように直接、間接に外交儀礼や政策立案に参画する職位にある者だけでなく、民間の知識人にもそれなりの影響をもたらした。

#### 一、二の例をあげてみよう。

熊澤蕃山（一六一九～九一）は、この時期の陽明学を代表する学者で岡山藩に仕官した人である。彼が一六七一（寛文一二）年に刊行した『集義和書』には次のようなくだりがある。まず四海のうち、中華とその周辺の「九夷」をあげ、そのうち朝鮮、琉球、日本をすぐれた国とする。これらの国は儒教の教えが存在する国であるが、その中でも日本をもつともすぐれた国であるという。その論拠は「天照皇・神武帝の御徳によれり」この「天照皇」の子孫が三種の神器をうけつぐ日本は天威（天津神）の支えるところである、とする。また後年の『大學或問』では、日本に神書がなく三種の神器そのものが神書であつ

る。朝鮮廟堂での論議は今回の使節派遣の第一目的は被虜送還であり、ついで家康から国書が到着しているので、その真偽はともかく、それに対する回答文書手交も任務とされた。一般に日本への使節はこのごろすでに「信使」とよばれ、対馬側もまたその名での派遣要請を重ねてきたのであるが、この場合「通信使」を自称することは憚かれた。それについてはまだ家康が完全に日本国内を統一していず、秀頼健在ということも考慮されていたのではないか、という説もある。

約五百名に達した第一回の使節は家康が直前に秀忠に將軍職を譲位していたため、当初の予定を違えて江戸城では秀忠との国書交換となつた。秀忠の回答国書は「勢利の交わりは古人の恥ずるところ、只よろしく信義を持つて心となすべし」というものだった。しかし豊臣政権下で対朝鮮外交を担つた西笑承兌らはひきつづき家康政権のもとでも外交・宗教面で隠然たる勢威を保持しており、使節は道中、承兌が一行のもてなしを薄くせよ、といつていることを聞き出している。また回答国書には朝鮮の用いた干支を用いず、日本年号を用いることに固執した。これは秀忠將軍の決済で退けられたが、戦乱からまだ遠くなつて心とは忘れてはならないだろう。このことは承兌の後を受けた林羅山や金地院崇伝などにも引き継がれる。彼らはその漢文の理解と作成力においてすぐれていたため、幕閣

では他人に替え難く、朝鮮外交文書を起草させていたのである。したがつて次の一六一七（元和二）年、一六二四（寛永元）年の朝鮮使節との外交文書往復に重要な役割を果たしていた。それらの外交文書はいずれも「永く臨交を修めん」とするもので、優越意識や蔑視觀をともなっていない。しかし林羅山は自著の題名に「朝鮮信使節來貢ノ記」と題し「朝鮮は古より我が西蕃たり。今その来るに及びてこれを厚く恵むは、是また遠人を柔んじ、諸侯を懷の意か」とのべている。つまり朝鮮国使節を厚遇するのは日本国内の大名への懷柔策と同じことを意味する、というわけである。さらに羅山の朝鮮にかんする著述をみるといろいろなことが浮かびあがつてくる。さきの一六一七年の朝鮮使節は伏見城で秀忠將軍と国書の交換をおこなつたわけだが、その事を記した彼の記録「朝鮮信使節來貢ノ記」は、本文中にも「來貢」「拜礼」「貢物」など用語がちりばめられている。そののちも羅山は一六一四（寛永元）年、一六三六（寛永一三）年、一六四三（寛永二〇）年、および一六五五（明暦元）年の朝鮮信使迎聘にあつては江戸で一行と応接し、日本側から回答国書や老中書契などの起草、点検にみずからある大役をつとめている。その間を縫つて、一行の三使や上級の隨員たちと交流を深めてもいた。『羅山先生文集』によると、一六四年の副使・姜弘重に中国古典の解釈を尋ねたり、一六三六年の三使にはその学識が

優れていることを知り、朝鮮古代の建国神話や史話をたずね平素の疑問を正そうとした。その中ではおよそ「朝貢使」觀は「一切みられない」。たとえば次のようない文がある。「異國本邦に朝貢するは多し。況んや貴國の聘使、古今數をかぞえるべからず。なかんずく閨隱鄭夢周洪武一〇年来聘す。本邦永和三年なり」これは高麗王朝末期に日本に派遣された倭寇禁圧を求める、博多で九州探題と交渉し、虜人百数十人を連れ帰った使節のことである。さうに羅山の朝鮮にかんする著述をみるといろいろなことが浮かびあがつてくる。さきの一六一七年の朝鮮使節は伏見城で秀忠將軍と国書の交換をおこなつたわけだが、その事を記した彼の記録「朝鮮信使節來貢ノ記」は、本文中にも「來貢」「拜礼」「貢物」など用語がちりばめられている。そののちも羅山は一六一四（寛永元）年、一六三六（寛永一三）年、一六四三（寛永二〇）年、および一六五五（明暦元）年の朝鮮信使迎聘にあつては江戸で一行と応接し、日本側から回答国書や老中書契などの起草、点検にみずからある大役をつとめている。その間を縫つて、一行の三使や上級の隨員たちと交流を深めてもいた。『羅山先生文集』によると、一六四年の副使・姜弘重に中国古典の解釈を尋ねたり、一六三六年の三使にはその学識が

接に接するときはそれなりの敬意をこめて礼儀だらしく応接し、謙虚に学ぶ姿勢をとり、文言にも蔑視感は一切使用していない。当然といえば当然のことであるが、正しい異文化交流の態度をもとこうとしている。ところが、國內向けの著作になると、一転して「朝鮮蔑視」「朝貢使」觀念が頭をもたげてきている。建前と本音の二律背反といふべきであろう。徳川政権はともあれ、朝鮮国との国交を復した。そして薩摩による琉球国服属を認め、対馬藩の朝鮮貿易の独占の許可、松前藩のア

り、文字もなかつた古神器の意味する心の智・仁・勇が天下の達する徳目とし、その注釈は中夏の聖人（孔子・孟子）の説くところであるとする。そして八幡宮（応神朝）の時代に百濟國より「儒をめして学びたまえり」という。ここにみられるのは中華伝来の儒教的仁政思想と日本神話、すなわち日本神國論の接ぎ木である。

古代からの中華文明の存在や隣国の存在を無視できず、さりとて記紀神話も棄てるわけにもいかず、その二つを接木することで、幕府や諸侯の政見の基本思想としよう、と試みたのである。

また山鹿素行（一六二二～八五）は兵学者であったが林羅山の門人でもあつた。彼は羅山伝来の朱子学を批判し、古典にかえり、とする古学を提唱したため、播州赤穂に配流されながらも多くの門人をもち、人々に大きな影響をあたえた。その配流先でしたためた『配所残筆』に次のような箇所がある。

「本朝は天照大神之御苗裔として、神代より今日迄、其正統一代も違給わず」「民やすく國平らかに万代の規模立ちて、上下の道明らかなるは是聰明聖知の天徳に達せるにあらずや。況んや武勇の道を以つていわば二韓をたいらげて、本朝にみつぎ物をあげしめ、高麗をせめてその王城をおとし入、日本の府を異朝にまふけて、武威を四海にかがやかすこと、上代より近代までしかり。本朝の勇武は

や史話をたずね平素の疑問を正そうとした。またしても「記紀史觀」の受け売りである。それを武威発露にひつかけたところが兵学者としての素行らしきところであろう。文中にもあるように、秀吉の侵略戦争もそのような武威発露のあらわれであるならば前政権に対する批判もうまれようがない。

山崎闇斎（一六一八～八二）もまた『日本書紀』と神道説から大きな影響を受けた。彼は大義名分とその遵守を儒教の教學の根本とするが、そこにも「記紀史觀」が優越する。彼はもし孔子が大将となり、孟子が副将となるなどという。そしてその門下生である浅見絶齋は中国を「中國」とよばず、シナとよぶべし、といった脱中華思想ものべる。

江戸時代前期には、はやくもこれらのが「紀史觀」を下敷きにした日本優越意識が学派を問わず、日本の有力な儒学者が浸透していくのである。ここからは朝鮮国を対等な善隣関係にたつべき国という認識はうまれてきよがなかつた。

とはいえ、多くの知識人が通信使一行の宿舎である寺院や茶屋におしかけ、筆談をまじえ、その学説を聞き、揮毫や自作に讚を求め、鶴鳴にいたるまで信使一行中の文人・学者たちを眠らせなかつたこともまた事実であつ

# ほんをよむ



四十八歳の夜間中学生

## 教科書や歴史書に載らない 朝鮮人女性の昭和史

# 『才モニの歌』

## ～48歳の夜間中学生～

岩井好子・著  
ちくま文庫・1989年（初版）

岩井好子さんは、一九六九年天王寺中学に夜間部が創設され以来、夜中一筋に活動されたことで知られている。大阪市を定年退職されてからは、寺田町にあった故辛基秀先生の青丘文化ホールで週二回の麦豆教室を開設され、書道家広瀬浩三さんとともに識字学級をつけられていた。

一九八四年筑摩書房から、夜間中学の生徒だった玄時玉さんの作品を通して学校の雰囲気を伝える第一部「夜間中学の仲間たち」玄さんの生活体験を綴った朝鮮人女性の昭和史Ⅱ侵略と差別の構造が凝縮している生活記録としての第二部「私の自分史」からなる『オモニの歌』

「四八歳の夜間中学生」が出版された。巻末にこれも故人になられた都立大学の小沢有作さんの、解説「麦を播き、育てる」岩井好子さんへの手紙」がそえられている。「識字」や「夜中、「植民地支配と朝鮮人女性」などのテーマを考える時、この本は必読のものとして永遠に読まれていくべきものである。年齢もあまりかわらない朝鮮人女性と日本人女性、ある時期大阪市内の同じ地域で過ごした体験が、この本によつて共有されたことに象徴されるように、形の上では夜中の教師と生徒であつても、二人は「同志」として一體になつたことが読了して実感させられる。

総督府の徵税の厳しさは「書記（ソギ・徴税官）がきた」という警告で、家族全員が山に隠れ、「鬼が帰った」と、警報が解除されるまで出てこない状況に象徴されている。日本の律令時代に「急急如律令」（とき、とくこと、律令のごとし）という呪詞があつたが、総督府の徵税はまさにそれのようだつた。結局物納で家族がやつと食べていけるだけしかなかつた農地が、だんだんなくなり、書房も禁止され、兄や時玉が「君が代丸」に乗つて大阪に稼ぎにいかざるをえなかつた状況が、実写を見ているように涙とともに理解できる。庶民の食生活や、創氏改名を強要された反応、チマ・チ

済州島に生まれた玄時玉（ヒヨンシオク）さんは、父母と兄、姉、兄、の四人目の次女として関東大震災の次の年一九二四年に生まれました。そのあと妹、弟、妹の九人家族だった。父親は書房（ソバン）村の私塾、朝鮮の民間教育施設で公教育にかわる役割をはたしていたが、「新しい教科書をつくる会」はこの民間教育を無視しているこの先生をし、書房以外にも村の顧問的役割を果たしていた。

ヨゴリを着れない結婚式、徵用令・徵兵令とそれを受けた「朝鮮人日本国民」の生活などノンフィクションの迫力を感じながら一気に読むことができる。

日本敗戦（朝鮮光復）後の「在日」と日本社会、「在日」と時玉さんの祖国との関係についても、自身の体験の重みが伝わり、日本人にも二世以降の在日コリアンにも、一度は（それもなるべく早く） 読んではほしい一冊である。

〔サンボラム合同運動会〕



**Ikaino News  
Vol.5  
2004年冬**

### 【サンボラムに寄付金】

【サンボラム合同運動会】

一〇月一日体育の日に平野サンボラム、小路サンボラム、平野サンボラム共 同の「サンボラム杯争奪 大運動会」が開かれました。総勢六〇人のお年長が寄りが、童心にかえつて、パターーゴルフ、玉入れ、ベンチリレー、ベンチショックバーなど、日ごろのリクリエーションタイムで身につけたわざを競いました。応援合戦もたのしく、昼食もおいしくいただきました。結果は生野サンボラムがわずかの差で優勝しましたが、どの事業所も入賞し

たわけですから、素直に、おめでとう、ということになります。スタッフをつかまえて「兄ちゃん、こんどいつやるん」と次の催促をするハルモニもいて、この企画は成功したようです。

なお、サンボラム関係の日々の行事では施設外活動として、小路・生野サンボラムが天然温泉「YOU-ゆ」へ、平野サンボラムが近郊へのハイキングと、高齢者一人では行きづらいところにスタッフのサポートでおつれする行事があり、ハルモニたちははやくも来春のタンポポとりや、ワカメ狩りになげて楽しみに

# 【カウルマダン in 第四初級 学校】

一月七日生野の大坂朝鮮第四初級学校で、カウル（秋）マダンが開催された。一〇時半からのタイムサービスで、キムチ三〇〇円の特価販売がわずか五分で完売されるなど順調にスタートした。校門ではチョソ

分を提供者と学校が折半するというもので、韓国グッズやTシャツ、家庭用電動ミシンや自転車、カシミヤ衣料などが飛ぶように売れていた。校庭の僻ぞいに設置された売店では、焼き肉、焼き鳥、うどん、焼きそば、クレープ、カレーやソフトクリームなどが販売され、保護者を中心とする観客は校庭に準備されたテーブルで食事をとりながら幼稚班の園児や初級の児童の演技をまち、正午には満席の状態になり、園児・児童の合唱や、舞踊部の華麗な踊りに拍手が鳴り止まなかつた。

た。一六八二（天和二）年の筆談唱和には木下順庵、同菊潭、人見鶴山、新井白石、林整宇などなだる東都の学者がおしかけた。多くの場合接伴役の大名たちも同席している。なかでも木下順庵らの場合は部屋の外の竹の植え込みから弾琴がつまびかれる中での応唱であつた。画家では狩野常信（養朴）が来たり、見学した。彼の作品は将軍家からの贈り

物として信使に贈られ、また彼は宿館で信使団一行をスケッチし、次の一七一一（正徳元年）のときにも一行の行列図や肖像画を描いた。水戸の藩主徳川光圀（一六二八—一七〇〇）は家臣を通じて一行中の製述官成豌らと交流し、また朝鮮国の風物、禽獸草木、国字などを尋ねた。そして相互に進物のやりとりがあり、また光圀はもし日本から使節を朝鮮

國へ派遣することがあれば、さしづめ自分が正使でありたい、と語るなど對朝鮮外交と文化交流になみなみならぬ関心を示していた。要するに当代の知識人は知的コンプレックスのないまぜで通信使一行と交流したのである。

て捉えるべきであり、「日本固有の領土」という考え方は変えるべきだ。

#### アジアに対して

#### 侵略戦争の総括を

【アジアに理解を求めるために】

日本の「靖国参拝」「竹島問題」「教科書問題」などを問題にし、強い姿勢を示したとき、日本政府もマスコミも「韓国国内向け」と広言し、その真意を分析しようとしたなかつた。中国で抗日デモが多発していることも、反日教育の結果だとし、その真意をうかがおうとしない。それだけの根拠をもつて書かれている日本の侵略戦争の蛮行を加害国の市民は教えられずにいるため、評価することさえできないのだ。

「靖国参拝」も、アジア諸国から冷たい目で見られていることとか。「國益」を考えれば参拝するべきではない。

「竹島問題」も日本の市民に、江戸幕府と明治政府の太政官決定で日本の版図でないことを表明している。日露戦争がらみで島根県編入がおこなわれたこととする。

東アジアといえど、忘れてならないことは古代以来、中国の抜群の文明発展の過程で独自の政治哲学と外交秩序が形作られてきた。それは中国の皇帝を頂点とする「中華意識」ないし「華夷思想」である。この意識は圧倒的な文明の先駆性を背景として、中国の皇帝は天帝の命をうけて、地上を支配する、といふものである。そして皇帝は「修身齊家治國平天下」がその任務であり、「仁」「義」「礼」「智」「信」などの徳目に沿って治世をすすめなければならぬとされた。その治世の範囲は、時代とともに中國大陸本土だけでなく、周辺の諸地域におよぶことになるが、その場合も

# 朝鮮通信使はいま〈第3回〉

仲尾 宏（京都造形芸術大学客員教授）

鮮半島でも古代の伝説的な王朝の時代から、中国の冊封体制に組み込まれていた。日本の場合、飛鳥時代にはそのような冊組みから脱出したようとした試みも存在し、また平安時代後期に遣唐使が失われ、日本との冊封関係はいまいなものになっていた。しかし中国は依然としてその後の日本の王権に対して「冊封」関係を求めてきた。「元」王朝がそうであり、またその後に建国された「明」王朝もそうであった。そして室町政権の事実上の大成者である足利義満は、進んでその体制に入ることとした。すなわち「日本国王源（足利）道義（義満の法名）」の誕生である。朝鮮半島でも李成桂の建国した「朝鮮」王朝は、ほぼ同じくして「朝鮮国王」を挙めた。その結果として日本と朝鮮はともに中国皇帝の冊封下の対等な「国王」同士の関係にあることが相互に認識され、国書の交換、交易の進展がみられることがなった。「通信使」の出現もまたこの冊封体制のもとでの対等な関係にある、という認識が出発点であった。

朝鮮王朝からの対日派遣使節は当初、「回使」「報聘使」などと称されていたが、日本が中国の冊封下に入った時期を境にして「通信使」の呼称が定着する。朝鮮王朝第四代の世宗国王の治世下である。そして日本からの足利政権下での六〇余回の朝鮮派遣使節は「日本国王使」として礼遇された。一四七一年に戊宗国王に撰進された申叔舟の『海東

や、その手続きが「官報」で公示されなかつたことからくること自体は国より地方が一歩進んでいる、と一応の評価はでき

る。しかし、最近その額が引き下げられる傾向にある。

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の攻撃がある。各自治体は、最高裁が高裁の判決を覆すなど民族学校に助成している。そのこと自体は国より地方が一歩進む。なにしろ、大阪高裁の在

る。在日コリアンの「無年金高齢者」にしても、一九八二年に加入は認めたものの、将来無年金者が得ることを分かりながら、経過措置をとろうとしなかつた。東京都管理職任用差別でも、

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

#### 解説

韓国ソロクト・台湾樂生院訴訟

の、在日に締め付けが進行して

S

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の認識しかもつていないのだから、日本の司法は「在日外国人の人権」についての学習は積んでいない。共和国バッシングがこれ以上進行したとき、在日コリアンの置かれる立場が心配でならない。

【文部省の検定制度について廃止しようとしない原因がどこにあるのか、今回の扶桑社「公民」への検定意見とその結果がものがたつている。「自虐史観」の一言で教科書右傾化が進む状況や、教科書採択への「政治」の介入など、アジア諸国にどう見られているのか、もつと国内議論を増幅しなければならない。

韓国・中国の対日批判を「軽い言葉」でかわし、責任をとろうとしない首相は早く退陣すべきだ。そして、先の日本による侵略戦争で「どこで、どんなことをしたのか」を明らかにしたうえで、謝罪することが今求められている。

本稿では、市民の前に眞実が明らかにされていないことをいくつか拾いだした。眞実が報道されていないばかりか、共和国バッシングが在日コリアンの生活にまで影響しはじめる兆候を感じられる。一つには民族教育

の攻撃がある。各自治体は、最高裁が高裁の判決を覆すなど民族学校に助成している。そのこと自体は国より地方が一歩進む。なにしろ、大阪高裁の在る。在日コリアンの「無年金高齢者」にしても、一九八二年に加入は認めたものの、将来無年金者が得ることを分かりながら、経過措置をとろうとしなかつた。東京都管理職任用差別でも、

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

S

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の認識しかもつていないのだから、日本の司法は「在日外国人の人権」についての学習は積んでいない。共和国バッシングがこれ以上進行したとき、在日コリアンの置かれる立場が心配でならない。

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

S

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の認識しかもつていないのだから、日本の司法は「在日外国人の人権」についての学習は積んでいない。共和国バッシングがこれ以上進行したとき、在日コリアンの置かれる立場が心配でならない。

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

S

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の認識しかもつていないのだから、日本の司法は「在日外国人の人権」についての学習は積んでいない。共和国バッシングがこれ以上進行したとき、在日コリアンの置かれる立場が心配でならない。

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

S

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の認識しかもつていないのだから、日本の司法は「在日外国人の人権」についての学習は積んでいない。共和国バッシングがこれ以上進行したとき、在日コリアンの置かれる立場が心配でならない。

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

S

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の認識しかもつていないのだから、日本の司法は「在日外国人の人権」についての学習は積んでいない。共和国バッシングがこれ以上進行したとき、在日コリアンの置かれる立場が心配でならない。

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

S

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の認識しかもつていないのだから、日本の司法は「在日外国人の人権」についての学習は積んでいない。共和国バッシングがこれ以上進行したとき、在日コリアンの置かれる立場が心配でならない。

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

S

裁判官が「在日韓国・北朝鮮人」の認識しかもつていないのだから、日本の司法は「在日外国人の人権」についての学習は積んでいない。共和国バッシングがこれ以上進行したとき、在日コリアンの置かれる立場が心配でならない。

アーチーク・ソロクト・台湾樂生院訴訟

日本植民地統治時代、韓国につくったハンセン病療養所が、ソロクト。台湾につくったのが樂生院です。

日本により療養所に強制収容された元患者の方が「ハンセン病補償法」にもとづく補償を請求して提訴しているのがこの裁判です。

「ハンセン病補償法」は熊本判決確定後、国が、隔離政策の被害者すべてに、心身の傷を癒すため補償金を支給するための法律です。

国は、ソロクト、樂生院が日本療養所でないことを理由に請求を却下したので、提訴しま

した。

二つの療養所とも、天皇の命令（勅令）と「らい予防法」によつてつくられた日本国が建てた療養所です。補償法の目的の「すべての人に」という中に今回の原告も含まれると考えるべきです。

日本敗戦前の療養所では、早朝から夜遅くまで、レンガ造り、桟橋の建設などの土木工事に駆り立てられ、逃走すれば監禁室に入れられ断種されました。

裁判支援の署名活動にご協力ください。一八六〇一〇八三四熊本市江越一の一七の二二、フローラル江越一〇五号、菜の花法律事務所で集約します。

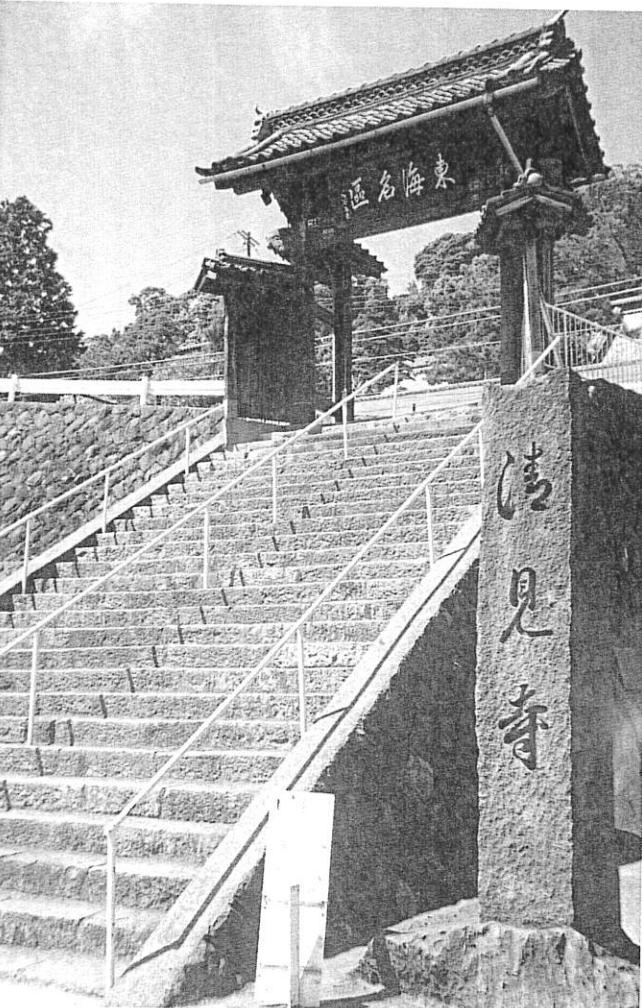
S

裁判官が

諸国紀はこのようないい日本と琉球国の歴史、事物、地理を精密に述べたたぐいまれな日本研究誌である。

さて、ここで明らかにしておかねばならないことは、対馬は一四四三年の癸亥約定（日本年号をとれば嘉吉約定）の締結以後、朝鮮側では朝鮮国王に藩属する立場として認識されたことである。それまでも対馬を中心とした倭人などの海賊対策のために、さまざまの統制と懷柔策が朝鮮国でとられ、対馬島主もそれを認めていたが、このころ、対馬の海賊取り締まりの代償として島主などの歳遣

船派遣特約とならんで毎年の歳賜米豆、島主山ほか二港での対馬商人の交易と居留を許す、という取り決めが定着した。また朝鮮国の官職の称号を交易商人たちに授与した。朝鮮国王の懷柔（靡靡）政策のもとでの交易を許可する、というシステムである。この建前は足利政権が極端に弱体化した一六世紀末でも継続されていた。だが豊臣秀吉はこの朝鮮と対馬の関係を知ろうともしなかつたことに先ず問題があつた。



清見寺山門（静岡市）  
「東海名区」は、1711（正徳元）年通信使上判事玄錦谷の揮毫

上、ヌルハチの勢力と和好もできず、その軍事的脅威を避ける方策をとるしか道がなかつたのである。この矛盾は一六三〇年代にいたつて極点に達する。

いずれにせよ、朝鮮朝廷の対日外交政策の決定にあたつては、この北方情勢が深く影をおとしていたことを忘れてはならないだろう。

さて、日本国内の動きに目を移すと、徳川家康は豊臣秀吉の死去直後から、五大老筆頭として大坂城で権勢をふるいだす。とりわけ対外関係は家康の独壇場の感があつた。一六九九（慶長四）年七月、家康は訪日してきた太泥國（太閤）国王の使者に返書を送り、秀吉死去と秀頼繼嗣のことを告げ、貿易船の渡来を許可する。

また明國の人質・茅国科を薩摩に移送し、翌年にはその兄である明國總理軍務部指揮の茅国器に本人の送還と明國との勘合貿易の再開をのぞむ書簡を送つた。この年一六〇〇（慶長五）年は関が原役の年でもあるが、家康はその直前にも来航したイギリス船リーフデ号のウイリアム・アダムスを大坂城で引見し、のち関東によりよせて外交の諮詢役に任命したのはよく知られていることである。このようにして関が原役以前にも家康はすでに日本国を代表する執権として諸外国に対していたのであるが、このころの日本の中央の王権がかかえていた对外課題はおよそ次のようなものであった。

- (三) 対外課題と家康政権
- ① 東南アジアなどの貿易展開とそれにかかわるヨーロッパ勢力との競合関係をめぐる方策。
  - ② 中国との勘合貿易の復活と政治的関係の方策。
  - ③ 以上の「異国」とはことなる「異域」として認識され、内政問題とはみなされていないかったアイヌモシリ（蝦夷地）と、琉球王国に対する方策。
  - ④ 朝鮮国との国交回復の手立て。
  - ⑤ 大名水軍の統制。

①については家康は東南アジア諸国の王にたびたび書簡をだして交易を求める、一六〇一（慶長二）年には日本からの貿易船に朱印状を携行させてその保護を求めるとした。翌年にはその兄である明國總理軍務部指揮の茅国器に本人の送還と明國との勘合貿易の再開をのぞむ書簡を送つた。この年一六〇〇（慶長五）年は関が原役の年でもあるが、家康はその直前にも来航したイギリス船リーフデ号のウイリアム・アダムスを大坂城で引見し、のち関東によりよせて外交の諮詢役に任命したのはよく知られていることである。このようにして関が原役以前にも家康はすでに日本国を代表する執権として諸外国に対していたのであるが、このころの日本の中央の王権がかかえていた对外課題はおよそ次のようなものであった。

②については家康は東南アジア諸国の王にたびたび書簡をだして交易を求める、一六〇一（慶長二）年には日本からの貿易船に朱印状を携行させてその保護を求めるとした。翌年にはその兄である明國總理軍務部指揮の茅国器に本人の送還と明國との勘合貿易の再開をのぞむ書簡を送つた。この年一六〇〇（慶長五）年は関が原役の年でもあるが、家康はその直前にも来航したイギリス船リーフデ号のウイリアム・アダムスを大坂城で引見し、のち関東によりよせて外交の諮詢役に任命したのはよく知られていることである。このようにして関が原役以前にも家康はすでに日本国を代表する執権として諸外国に対していたのであるが、このころの日本の中央の王権がかかえていた对外課題はおよそ次のよう

（二）朝鮮半島の北からの危機と徳川家康の交易と「異域」政策

壬辰倭乱後の日朝復交過程については本論の第一回でくわしくのべた。ここではもう少し視野をひろげて、家康が国交回復にむけた努力を開始した一六〇〇年代の東北アジアと日本列島をめぐる動きについてふれておきたい。朝鮮半島と地づきの中国東北地方は古代から漢民族の支配をうけない諸民族の国家が興亡をくりかえしていた。中には中国皇帝の冊封を受けた国もあるにはあつたが、基本的に西域諸国とともに農耕を主たる生産様式とせず、遊牧と採集経済を基礎においた諸民族がくらしていた。中でも大きな勢力を持つた金、遼、そして独自の文字をつくった西夏などの国家もあつた。一六世紀の末期には、女真族とよばれていた民族がヌルハチとよばれる指導者に率いられて独自の政治・軍事力をもち、壬辰倭乱のときには、朝鮮から援軍を求められた明王朝軍の通過地域であり、軍糧調達地域でもあつたので、明軍に援軍を送ることを提案した。一六一五年、朝鮮が日本との復交を決断したころ、ヌルハチは「後金國」の樹立を宣言してみずから国王と自称した。ヌルハチが瀋陽を首都として「太祖」の名で即位するのは一六一六年のことであるが、一六一〇年代にはすでにこの勢力の脅威が朝鮮国にとって目前のこととなっていた。朝鮮国としては明皇帝の冊封を受ける、といふ伝統的な对外政策の基本を変更できない以

ではなく、また非公式の口頭によるものであつた。したがつてこの件は日本の体面を損なわず、またようやく実現した日朝復交を妨げない、という範囲の消極的な申し出であつた。

体面といえば、中国との交易に必要な勘合符の交付は当該国から中国皇帝に対する「上表文」の提出が前提条件となる。足利政権の場合がそうだった。そして豊臣秀吉は贋ものだつたとはい、「上表文」を提出し、その結果として中国皇帝は秀吉を「日本国王」として封する、という国書をもたらしたのである。しかし秀吉がそれを拒否したとみなされ、家康が「上表文」を提出しないかぎり、日明関係の公式上の打開はあり得なかつた。日本は冊封関係に入ることを拒否したとみなされ、对外政策の原則をうすうす知つていたと思われる。だからこそ、島津氏を使った琉球ルート、また非公式な形での朝鮮ルートの打診をしてみたのではないか。その結果、いずれも絶望とわかつた時、「日本与明国和談御無用」として中国船の長崎への入港を黙認しつづける、という形態で中国産品の輸入を継続するしか手はなかつたのである。だが家康は一六〇五（慶長一〇）年、第一回の朝鮮使節訪日直前にはまだ希望を棄てていず、以上二つのルート以外に直接の接触を求めて福建総督宛に本多正純名義で「中華を慕い、和平を求める」意味の書簡を発送している。つまり家康は伝統的な東アジア外交通商体制である冊封

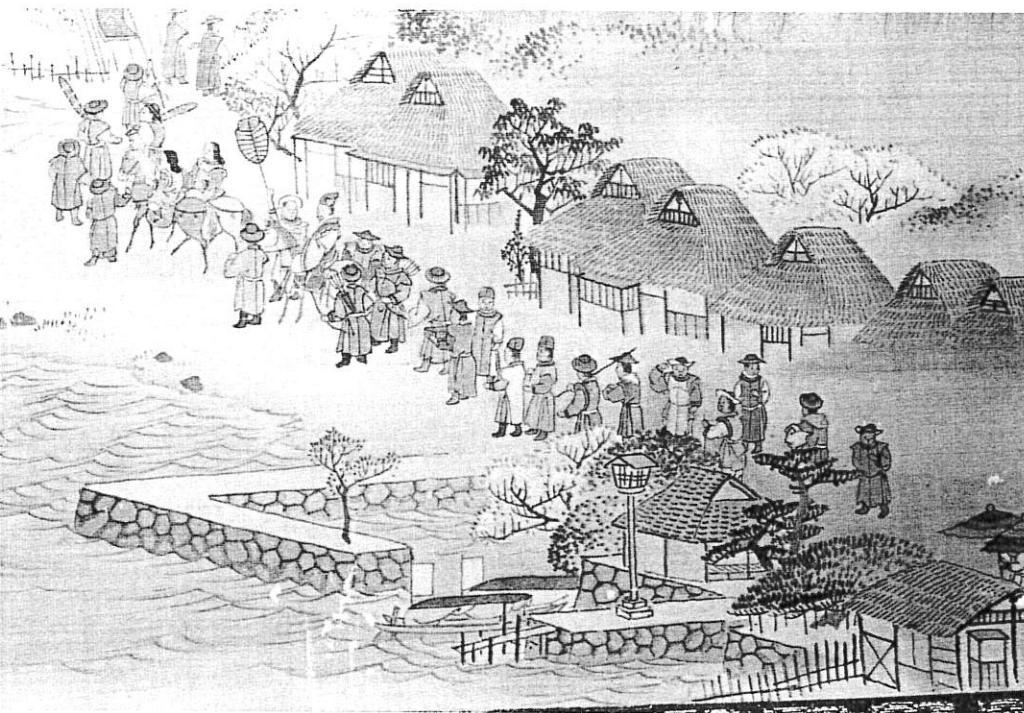
を避けるかたちでの、あらたな日本中心の外交体制を模索していたとみえるのである。

③アイヌ民族との関係についてはすでに秀吉時代に松前に拠点をきづいた蝦夷慶広が蝦夷地支配の黒印伏を手交されているが、一五九九（慶長四）年に大坂城西の丸で慶広とその子忠広が家康に謁見、松前氏と改称し、ひきつづき蝦夷地でのアイヌとの交易の独占を承認された。そして秀忠の時代に外様大名として公認され五万石の知行ときめられ、以後松前氏の過酷なアイヌ民族支配がはじまる。徳川政権としては蝦夷地は「化外の地」であり、直接統治の対象とは考えず、松前氏に異民族を統治させて消極的ながら、潜在的にその領有権を維持しようとしたと考えることができる。

琉球王国についても秀吉時代に龜井氏の侵攻計画があり、それまで、琉球王国に対して地理的な関係から利得を得ていた島津氏がそれをおさえ、秀吉の朝鮮侵略の際も、秀吉の軍糧負担要求を伝達した。秀吉は琉球の地は「薩摩付庸の地」という認識であり、島津氏はそれを逆手にとつて徳川政権のもとでは早速侵攻計画に着手した。その政治的背景としては関が原役で西軍に属し、からうじて大名家断絶をまぬがれた島津氏として琉球王国をあらためて「付庸の地」とすることで自己の権益はもとより「異域支配」を徳川政権の国際的威儀をかざるものとして生贊に提供したことのみることができよう。一六〇九（慶長一四）

年に薩摩軍は琉球国王以下を鹿児島に拉致連行して屈伏させ、家康はその報を聞くや島津家久に書簡を送つて満足の意を表した。その結果、一六三四（慶長一四）年から一八五〇（嘉永三）年までの間でのべ二〇回の慶賀使・謝恩使が薩摩藩主に庇護される形で江戸まで往復することになった。琉球と中国の冊封関係がそのちも継続されたことはいうまでもないが、ここで注目しておきたいことは朝鮮国と琉球国との関係である。

実は朝鮮王朝の前期、つまり壬辰倭乱の直前まで朝鮮国へは琉球からの使者が五二回も通交しているという事実である。それらの使者の中には日本からの偽使も紛れ込んでいたが、ともかく朝・琉関係は国家同士の通交体制として存在していたのである。秀吉の琉球に対する要求はその粹組みを無視した行為であつた。家康が薩摩による琉球支配を認知したのも同じことである。



円山応挙「琵琶湖の図」部分 琵琶湖文化館蔵

特權を回復した。

(1) 歳賜米豆は半減して毎年百石。

(2) 歳遣船二〇隻、島主特送船三隻。

(3) 受職人、受図書人（玄蘇・柳川）は毎年一回の来朝。

(4) 釜山開市と釜山入港の船はすべて島主発行の「文引」を要する。

(5) 渡海のための「過海糧」、および滞在中の接待についての取り決め、などである。

これは規模こそ倭乱前より縮小さされたが、対馬島主の朝鮮国に対する朝貢儀礼をともなつていて、これに変わりはない。使行船で渡海した者は釜山僉使、東萊府使および朝鮮国王に対して肅拌儀礼を義務づけられる。その代償として数々の交易上の特權と一〇万坪におよぶ釜山の和（倭）館での交易、外交事務の遂行を許されるのである。朝鮮としては対馬が再び侵略の先兵にならないことを約束する懷柔（靡撫）政策である。のちに対馬藩儒となつた雨森芳洲が、このような関係である以上は「誠信」のまじわりはできないと論じた点である。だが、島主として死活の問題である朝鮮との交易継続のために宗氏はこれを受け入れた。そして徳川政権もこの関係を見て見ぬふりをしつづけるのである。その上で信使来聘の実務を対馬に委任し、対馬もまた徳川政権の對朝外交の代行者としてふるまう。ときにはそれが居丈高な振る舞いとなつて、朝鮮側は対馬が「武威」をふりまわすことには不快の思いを禁じえない。

一方、徳川政権としては前政権の仕出かした不始末の後始末をひとまず片づけたこと、地理的にみて最も近く、また交易上の利点もある対朝外交関係の樹立は他の面でのプラスもたらした。それは新政権の国際的認知という側面である。それはまず第一回目の使節が家康から職を襲つたばかりの江戸の秀忠への聘礼を行なうように仕向けたこと、第二回目は大坂夏の陣の豊臣討伐を受けて、伏見城で全国の諸大名参集のもとで聘礼が挙行されたこと、ついで第三回目は家光製職祝賀を名目として信使を招聘することに成功したこと、などによつて明らかである。これらを通じて諸大名や京都方、そして民衆は徳川が政権の篡奪者であるという印象よりも、正統な新政権の扱い手であるという印象をもつようになつた。それに新政権がとつた数々の対内的政策の効果もあつたに違ひないが、明國の黙認のもとで自主的な外交策を復活させ、毎回五百人に達する前代未聞の外国使節の往来ほど、強い効果はなかつたであろう。

これを朝鮮側からみれば、日本からの謝罪国書の到来を受け、またたび重なる対馬から外の信使派遣要請にこたえての訪日であるから、外交的にはマイナスの要素はない。しかも北方の不安定な状況からすればもう一方の南対策として対日宥和急策は必要でこそあれ、こばむ要素はほとんど無かつたのである。

(5) 一五八八(天正一六)年、豊臣秀吉は

「諸国海上において賊船の儀、御停止なさる」(1) 対馬宗氏の朝鮮外交担当を引き続き認め、通信便来聘があたらせる。しかしそれはあくまで徳川政権の判断によるもので、従来のように対馬が勝手に交渉をはじめることを許さない。

臣従の誓いを約束させられた。この前年、後金の第二代の王、ホンタウジは国号を清と改め、玉璽を手中にしてみずから皇帝となつた。明の勢力は南方に逃れていましばらくは存続するが、中国大陸の大部分は非漢民族である清朝の手に帰したのである。そして朝鮮国はこの清国につかえる「事大」関係に入ることとなつた。

日本の徳川政権はこの間北方情勢の探索、そして朝鮮国への支援も計画したが、結局実現せず、この新たな清・朝関係を黙過するばかりはなかつた。同時に日本と清国との冊封関係もあり得ないこととなる。そうなれば朝鮮国との関係は清・朝関係がどうなろうと「交隣関係」すなわち、対等敵礼の関係を維持しつつ、日本としての名分がたつよう位置づけることが必要になつてくる。そこへ降つてわいたのが対馬の過去の国書偽造事件の暴露問題である。いまそのことに詳しく触れる余裕はないが、その問題処理の過程で家光政権は内外の懸案を一挙に整理することに成功した。その結果うまれたのが、以後一六〇年間にわたつて継続した通信使来聘を軸とした新外交秩序の確立だつた。その大要を列挙するところのようである。

(1) 対馬宗氏の朝鮮外交担当を引き続き認め、通信便来聘があたらせる。しかしそれはあくまで徳川政権の判断によるもので、従来のように対馬が勝手に交渉をはじめることを許さない。

(2) 中国情勢、および朝鮮国との関係において日本が自主的に交隣外交(善隣といつてもよい)を展開するにあたつて往復の書契の形式に変更をくわえる。そのひとつは日本年号の使用、將軍殊号を「大君」とする。(天子とまぎらわしい国王号は使用しない。武家の間では家康のことを大君とよんでいた事例もある)

これに対して朝鮮側は間もなく明年号の使用から干支を用いることになつて、朝鮮側の自称は国王とする。使節の呼び名は壬辰倭乱終結後の課題がほぼ解消したので「通信使」にもどす。

(3) 朝鮮側は日本使節の首都漢城府上京を通り勤めることで了解する。また対馬島主の家中の慶弔行事については釜山から訳官使が訪問することで相互関係が成立しているとする。

(4) 日本側は通信使の来聘を徳川政権の威儀を内外に知らしめることが第一義的であるとして、家康の廟所がある日光への

の處」という書き出しで始まるいわゆる「海賊停止令」を出した。だがこれは單に海上の治安を安定させるためではなく、瀬戸内海を掌握していた村上、来島などの海賊衆を統一して信使を招聘することに成功したこと、などによつて明らかである。これらを通じて諸大名や京都方、そして民衆は徳川が政権の篡奪者であるという印象よりも、正統な新政権の扱い手であるという印象をもつようになつた。それに新政権がとつた数々の対内的政策の効果もあつたに違ひないが、明國の黙認のもとで自主的な外交策を復活させ、毎回五百人に達する前代未聞の外国使節の往来ほど、強い効果はなかつたであろう。

これを朝鮮側からみれば、日本からの謝罪国書の到来を受け、またたび重なる対馬から外の信使派遣要請にこたえての訪日であるから、外交的にはマイナスの要素はない。しかも北方の不安定な状況からすればもう一方の南対策として対日宥和急策は必要でこそあれ、こばむ要素はほとんど無かつたのである。

(5) 一五八八(天正一六)年、豊臣秀吉は

「諸国海上において賊船の儀、御停止なさる」(1) 対馬宗氏の朝鮮外交担当を引き続き認め、通信便来聘があたらせる。しかしそれはあくまで徳川政権の判断によるもので、従来のように対馬が勝手に交渉をはじめることを許さない。

そして外交文書の検断は中央から派遣される京都五山僧が担当する。大きくはこの二つの決定により、対馬島主は対朝外交の実務担当者の地位を保持するにとどまつた。つまり対朝外交の一元化である。

(2) 中国情勢、および朝鮮国との関係において日本が自主的に交隣外交(善隣といつてもよい)を展開するにあたつて往復の書契の形式に変更をくわえる。そのひとつは日本年号の使用、將軍殊号を「大君」とする。(天子とまぎらわしい国王号は使用しない。武家の間では家康のことを大君とよんでいた事例もある)

これに対して朝鮮側は間もなく明年号の使用から干支を用いることになつて、朝鮮側の自称は国王とする。使節の呼び名は壬辰倭乱終結後の課題がほぼ解消したので「通信使」にもどす。

(3) 朝鮮側は日本使節の首都漢城府上京を通り勤めることで了解する。また対馬島主の家中の慶弔行事については釜山から訳官使が訪問することで相互関係が成立しているとする。

(4) 日本側は通信使の来聘を徳川政権の威儀を内外に知らしめることが第一義的であるとして、家康の廟所がある日光への

の処」という書き出しで始まるいわゆる「海賊停止令」を出した。だがこれは單に海上の治安を安定させるためではなく、瀬戸内海を掌握していた村上、来島などの海賊衆を統一して信使を招聘することに成功したこと、などによつて明らかである。これらを通じて諸大名や京都方、そして民衆は徳川が政権の篡奪者であるという印象よりも、正統な新政権の扱い手であるという印象をもつようになつた。それに新政権がとつた数々の対内的政策の効果もあつたに違ひないが、明國の黙認のもとで自主的な外交策を復活させ、毎回五百人に達する前代未聞の外国使節の往来ほど、強い効果はなかつたであろう。

これを朝鮮側からみれば、日本からの謝罪国書の到来を受け、またたび重なる対馬から外の信使派遣要請にこたえての訪日であるから、外交的にはマイナスの要素はない。しかも北方の不安定な状況からすればもう一方の南対策として対日宥和急策は必要でこそあれ、こばむ要素はほとんど無かつたのである。

(5) 一五八八(天正一六)年、豊臣秀吉は

「諸国海上において賊船の儀、御停止なさる」(1) 対馬宗氏の朝鮮外交担当を引き続き認め、通信便来聘があたらせる。しかしそれはあくまで徳川政権の判断によるもので、従来のように対馬が勝手に交渉をはじめることを許さない。

社参・儒教式儀典の祭礼挙行を朝鮮側に求める。(三回実現、ただし最初は遊覧のみ)

また通信使往復の沿道の諸大名に使節一行のために最大級の歓待をさせる。

朝鮮半島北方の情勢はその後も後金国が大化するにつれ、緊迫の度を増した。(一六二七(寛永四)年、いわゆる丁卯胡乱が起き、朝鮮は後金の要求をいれて「兄弟の盟」を結ばざるを得なくなつた。そればかりか、三三年にはその盟約を君臣関係に変えることを要求され、それを拒否したため一六三六(寛永二三)年に丙子胡乱を招き、翌年には朝鮮國に侵入して国王光海君を降伏させて、完全な

出能力を阻止するための政策であつたと考えられ、対外関係は幕府だけの専管事項として位置づけられたのである。

以上みてきたような五つの課題を徳川政権は一七世紀の初期に解決したことによつて、東アジアの中の日本の地位と位相を確立した、といえるだろう。

以上のように日朝関係が回復した一六〇七年から一〇年代にかけて、朝鮮と明國の冊封関係の継続、朝鮮と琉球の通交関係の消滅、日本の琉球とアイヌ民族に対する服属強要、そして日本の東南アジアをふくむ東アジア全体での積極的な交易体制の展開と対中国関係の停滞という枠組みがほぼ確定的となり、対馬と朝鮮の関係が前代に復帰するということを前提として成立しつつあつた。しかしこの枠組みは一六三〇年代にもういちど変容の試練にたたされる。

# 朝鮮通信使はいま（第4回）

仲尾 宏（京都造形芸術大学客員教授）

## 多文化共生のさきがけ

### （一）江戸中期知識人の国際観

一七世紀後半から一八世紀にかけて、前号でみたように東アジアは安定した平和の時代を迎えていた。また日本の通商関係もこの時代なお多産であつた金・銀・銅などの鉱産物に助けられてまだ本源的な矛盾を露呈しなくてよい状況だった。そのような時代背景を受けて、海外からの文化情報は、オランダ商館長のもたらした『オランダ風説書』や中国商人の提供した情報をまとめあげた『唐船風説書』などによって幕閣にとどいていた。またその他の儒学、理学、医学、本草学、史書などさまざまな領域の書物が輸入されており、とりわけ中国や通信使による朝鮮の文化情報は豊富に知られていた。

しかしそれらの書物を通じた情報だけではない。長崎からは朱舜水などにみられるように、中国の清帝国建国後、事実上の亡命者であつた漢民族の学者の渡来、また隱元隆奇に代表されるような僧侶たちの渡来によって日本の中知識人たちは直接に海外文化に接することができたのである。

### （二）新井白石の場合



対馬アリラン祭り 岸時宗氏写す

試みであつたであろう。

このような風潮は時代とともに、しだいに「日本神國史觀」としてたちあらわってくる。佐藤信淵（一七六九～一八五〇）や山田方谷（一八〇五～七七）のような幕末の征韓論者たちが夢想したことはすでに江戸時代中期に思想的準備がはじまっていたのである。

### （二）新井白石の場合

新井白石（一六七七～一七一四）はその人生の最重要期に六代将軍徳川家宣の圧倒的な信頼のもとに幕閣の中枢部にいて幕府の内外政治の企画・立案、そして政策の実施にあた

つた文人出身の政治家であつた。

だが儒学者、歴史家としての基礎的教養と内外の最新の知識を求めてやまぬ知的探究心がその政治家であることを支えていたし、また他の追随を許さぬ、という思想的自信に満ちあふれていた。

その歴史観はおよそ次のようにまとめることができよう。

まず第一にその著『鬼神論』において「知りて後、よく信する」とのべているように、史的典拠を最重視することであった。したがつて日本史を論ずる場合でも『日本書紀』よりも『古事記』の記述を重視したし、その時代は「殊に異国の史、三韓の国史に引きあわせ、ひたと合い候もの」を評価した。『古史通』）また中国の史籍に明るいだけでなく、そこからの引用とその史料的価値に信頼をおいていた。「後漢書以来、異国の書に本朝の事、記し候事、たしかに実事多く」（同上）とものべている。そして「史は実に拠りて事

を歴史的事実に比定し、「邪馬台国」は豈

山門郡に所在していたとする。「狗奴国」は熊襲であり、「神功皇后」とは中国の史書による「卑弥呼」のことである、ともいう。

自古史を論じる時にだれもが陥りがちな自己中心史観ではなく、普遍性、合理性を重視する立場がこのような考証の成果となつてあらわれたのである。したがつてその限りでは彼の史論は民族的偏見を免れることができた、といえる。

第二に日本の歴代の政権論については、多分に中国史書の易姓革命論に依拠していることがわかる。それはまず「後醍醐天皇不徳論」である。「王朝既におとろへ 武家天下をしろしめ」「世態すてに変じねれば、その変によりて、一代の礼を制すべし」として足利義満政権の合法性を擁護する。そして武家の世では天皇は「礼楽の中心」として位置づけ、当代の「朝幕共榮」を至当の事とする。

さて、当代の徳川政権については、まず神祖・徳川家康に對しては無条件賛美の立場にたつ。その根拠は「天命」による統治者であり、君臣の大義と有徳善政の創始者とみなしれている。そして自分が侍講者であつた家宣將軍についても「聖人君子」たることが肝要として、徹底的な儒教倫理の教化を行つた。つまり、徳川政権は徳治主義を体現せねばならぬ、というわけである。ここでは冷徹な史論家としての白石ではなく、儒学、それも典型的な朱子学者としての白石の顔がある。たし

なく、前近代のナショナリズムとしては健全な感性をもつていたというべきだろう。ところが熊沢蕃山（一六一九～一六九一）になるとそのバランスが壊れはじめている。彼の『大学或問』によれば「中夏は四海の師國なり。四方の國より法を取て習わずといふこと論する立場であつた。その學問に通じるには中國語で漢文を読み、作詩し、中國語での所説を理解しなければならぬとし、そして自身、中國語の學習に努めた。しかし後半生には伝統的な朱子学の枠組みをこえて政治をおこなうべきだ、と論ずるようになる。いず

れにしろ、徂徠の中國儒学に対する憧憬はみなみならぬものがあつたというべきだろ

う。水戸光圀（一六二八～一七〇〇）の場合には朱舜水を招聘し、儒学の導入に積極的な面もあり、また一六八二（天和二）年の朝鮮通信使一行に書簡をおくるなど海外文化へのなみなみならぬ関心があつた。けれども『大日本史』を編纂した彼はまた「もろこしを中華と称するはその國の人の言には相応なり。日本よりは称すべからず。日本の都をこそ中華といふべけれ。何を外国を中華と名づけんや。そのいわれなし」（『西山公隨筆』）といい、中国中心の文化史観には反発しているが、彼の場合はまだ東アジア諸国に対する偏見は

ここにみられるのは中国に対する文化的劣等観念からいわゆる神國意識、つまり『古事記』『日本書紀』などのいわゆる「記紀史觀」をもちだして日本の優越性を誇示しようとする史観である。同様のことは儒者でありながら「神儒一致説」を唱えた山崎闇齋（一六一八～八二）や日本の「武威」が異国を恐れさせてきたのだという山鹿素行（一六二三～一八五）などにもみられる（『配所残筆』）。

これら思想的現象の背景には東アジアの前近代においては「華夷秩序」が前提とされていた当代の意識が支配者、あるいは民衆の間でも一定に当然とされていた時代の中で、なんとかその華夷意識を脱却しよう、とする

かに幕臣としての立場からは現政権の合法的根拠や過去の幕府の政策・それぞれの將軍の治世に関する批評は慎まなければならなかつた立場ではある。ここに史学者としての白石と幕府官僚としての白石との根本的な矛盾と対立があらわれざるを得ない。

しかし彼は政策起案の責任者として、現政権が最大限に徳治的效果を現すことに腐心した。たとえば、前政権の「生類哀れみの令」の即時廃止の断行、勘定奉行荻原重秀罷免を職を賄して家宣に嘆願、そして異論の強かつた長崎貿易の市舶新令の制定などの目ざましい「文治政治」の展開をなしつけた。

一方、徳川政権の成立については家康の徳行を贊美はするが、前政権である豊臣政権から政権奪取については寡黙である。易姓革命の論理をたてて、徳川政権成立の合理化を強調してもよさうであるが、その面の強調はない。秀吉の頃の社会時評としては「田楽」は「もうろくの果て」、茶の湯は「警沢の極み」と切り捨ててはいるが、秀吉政権を真つ向から批評することはなぜか避けている。壬辰倭乱については『藩翰譜』に「ふるきなじみ断絶してたかひの歎心をうしなふこと歳をつみて七年に至れり」とのべてはいる。また秀吉の渡海を諫めた浅野幸長の諫言として「年ふる狐の入り替わって候を何事か……」との言葉で表現しているが、それ以上の言及はない。以上の言葉にあるように朝鮮国とは「ふるきなじみ」「たがひにあつく結ばれしも

て対外関係の仕事としては奄美に潜入してきいたイタリア人宣教師シドッティの尋問に直接あたり『采覽異言』や『西洋紀聞』をまとめあげた。また琉球国使節やオランダ商館長の江戸参府も実見するなど、朝鮮との関係以外にも海外の人々や文化と接する絶好の機会をたびたび持つことができた。また白石の詩集は薩摩→琉球国ルートを通じて中国にも知られることがになった。晩年は不遇だったとはいえた。一時は華やかな外交の第一線で活躍することができた。そして、それなりの国際感覚を身につけることができた。それに比較すると雨森芳洲は仕えた先が対馬であったことにより、対外関係の仕事としては朝鮮に特化せざるをえない立場に終始した。だがそれが結果として白石が持ちえなかつた視点をもつことにつながつた、といえる。しかも彼は若い頃、二度も長崎へ行つて苦労しながらなんとか中国語も習得するようになつてはいた。今日では言語学習の常識だが文献講読用の言語とがつて教材の選択や教師の手法、とりわけネイティブスピーカーの役割が大きいことなど、若年時の学習がその成否を左右すること、などを芳洲は身をもつて体得した。やがてこのことは後の朝鮮語学習や、朝鮮通詞養成の時にいかされることになる。

対馬藩での芳洲の仕事は、朝鮮方佐役一つまり朝鮮との外交実務と藩貿易において藩主を補佐し、適切な助言と政策を提起すること、

の「二百年近く」とはのべているが、のちに政

権を代表して朝鮮通信使の聘礼に向き合い、その礼式改革を断行する時になると、そのような歴史的認識の影はうすれ、「対等」を強調し、日本文化が到達した美点を強く意識する立場に転換している。そして朝鮮に対する露骨な対抗意識と感情的な反発が登場していく。

まず対等性の強調では「つりあひをはかりて高下なきようにする」立場から將軍殊号の「日本国王」への変更や道中出迎え儀式の改変、そして江戸城での饗宴の際の演能にかえて雅樂の催し、そして正使超泰億との文化論争（『江関筆談』）が行われる。『朝鮮聘使後議』で白石は「朝鮮は信使はもとより武事においては其國の敵し難き事を恥ねればいかにもして文事を以て我国に長たらん事を争ひしかば」という。つまり両国の対抗関係に主眼をおき、聘礼改革を企図した。また同書では東照宮（家康）が「前代の非を改められ」被虜を送還して朝鮮国は兵革を忘れること百年に及んでいる、「我が再造の恩においては彼國の君臣長く忘るべからず」とものべており、壬辰倭乱の不道義性についてはそれ以上

の言及をしていない。

そればかりか時には、朝鮮は「捨恩忘徳」「不顧信義」「狡猾多詐」だ、とさえいう。つまり白石は前近代の封建国家の外交を一手に使う立場から相手の国を見、共存共榮の立場から相手を見ようとしたとみてよいだろう。彼が歴史研究者としてみせた冷徹な



対馬アリラン祭り 呉時宗氏写す

### (三) 白石と芳洲の朝鮮認識のちがい

雨森芳洲（一六八九—一七五五）は新井白石よりは一〇年の後輩、しかし本下順庵の「雉塾」では先に入門した先輩格である。しかしそののちの仕官先がふたりの仕事のありかた、考え方を分けることになった。

白石は甲府の徳川綱豊に仕え、綱豊がやがて將軍世子として江戸城西の丸入りを果たし、六代家宣將軍となるや、將軍の側用人として政治の枢要にかかわるようになる。そし

て朝鮮通信使の来聘に関しては「眞文役」として文書の起草、通訳、接待、幕府とのやりとり、など諸事一切の事実上の責任者であつた。したがつて彼の立場は泉澄一氏が指摘されるように「日本を代表する外交官」ではなかった。だが藩レベルの実務者という立場でありながら、朝鮮側としては実務官僚以上の識見と折衝能力を持つていた芳洲に対するまなざしは熱いものがあった。

数々の芳洲に対する朝鮮の人びとの賛辞はそこに由来する。白石に対しても尊敬と畏怖の混じり合つた目で眺めた通信使の一一行たちも、芳洲に対しては、時にはお互いの立場上激しいやりとりがあつてもどこか同じ人間との違いを越えた、他者に対する思いやりの度合いの違つともいえるだろう。

しかし、國家という極限的な権力の実行者という立場にたつ場合は国家としての論理を貫徹させることができることがまず優先される。個人の文化意識や学者としての良心は後景にしりぞかざるを得ない、ということを二人の行動は物語つてもいるようだ。

一方の芳洲も、対馬藩と朝鮮の関係については冷静に見る目をもつていた。『交隣提醒』の最終段で「誠信」外交の強調とともに、対馬が「すこしも彼國の造作に御成り成されず

かつて上垣外憲一氏は『雨森芳洲』元禄・享保の国際人』（中公新書）の中で芳洲の考

### (四) 芳洲の多文化共生論

かつて上垣外憲一氏は『雨森芳洲』元禄・



対馬アリラン祭り 呉時宗氏写す



対馬アリラン祭り 呉時宗氏写す

えを「文化相対主義」ととらえた。私は近年よく使われるようになつた用語である「多文化共生」ということばがそれにあたると思う。芳洲は言うまでもなくすぐれた朱子学者であつた。順庵門下の「木門十哲」または「五先生」の一人にあげられるくらいだから、その学者としての器量は相当のものであつたにちがいない。中国の經書・史書はもとより、日本の先達の学者の著作や朝鮮の儒学書にも親しんでいた筈である。だから中国の儒教文化に対する憧憬の念は強かつたのは当然だろう。しかし彼は中国崇拜主義者ではなかつた。

日本の人の中には世界の中で「仁義礼樂が興つて」という、知識人らしい感想である。このことは朝鮮についてもあてはめられている。朝鮮は弱く、その人は愚かなり、とおしなべていうが、これは「まことの強弱智愚をしらざることばなるべく候」「朝鮮の人は、古今の記録をもおほくおぼへ、ものごとふかく思慮するものにさぶらふゆえ、我国の人よりは其智十倍せりと、つねにこころえなば、あやまちすくなくなるべく候とうけ給り候」王辰の変でやぶれても、いつまでも弱い國ではない。またいつまでも強い國もないことは古今にそのためしがあるではないか。朝鮮でも下々いなかの人はよわく愚かにみえるかも知れないがそれは我がとて同然のことである。「概して朝鮮はよはくおろかなりとは世の人の中には世界の中で「仁義礼樂が興つて」という、知識人らしい感想である。

朝鮮について芳洲は一七世紀後半から一八世紀前半にかけて長く大學頭をつとめた林鳳岡に提出した『朝鮮風俗考』が簡潔にその高麗朝以降、朝鮮の歴史、中国との冊封関係の実態、風俗、武器の事などをまとめている。この中でも「朝鮮国を礼儀の国と申し、又は弱国なりと、日本人の申し習わし候は心得違ひ」であり、天地の間、何れの国にても、礼なく、義なく候ては、国内治平成るべく様之なく、朝鮮に限り、礼儀、万國に勝れ申す様も之れ無く候」とい、日本人の朝鮮に対する先入観をいましめ、またその礼儀の國の大評価をもとつていてない。

また武器については「豊臣太閤朝鮮攻撃」のとき、乱世になれた日本軍は緒戦には勝つたものの帰陣の節には日本人も甚だ難儀しており、「朝鮮人は手詰の戦いは日本人に及ばず、久持するの謀りに成り候ては、日本人は却つて相当り申す間敷候」とのべている。日本人の武威過信へのいましめとともに秀吉の戦争を「攻撃」と断じ、「征伐」という用語を用いていないことにも注目しておきたい。

芳洲の「多文化共生」論が全面的に展開されるのは、その主著のひとつである『交隣提醍』である。この書は一七二八年、朝鮮方佐

役を辞任して藩主側用人という立場にあつたときに執筆されたものである。

一日も早い致仕・隠居を望んでいた彼は、この書を藩主や対馬藩要路のひとびとにたいする「遺言」として書き上げたとみてよい。内容は対馬が貿易・外交上、朝鮮とのさまざまなかわりを持っているが、ます複雑な交渉窓口の位置づけ、交易と外交問題との区別、朝鮮貿易上の商売道徳のありかた、対馬のおかれている外交的、また交易上の立場、今後の見通しをたてる上で肝要な点などを詳しく述べている。このころ、対馬藩内では長年の朝鮮との折衝や応接が続けられてきた

にもかかわらず、対馬のおかれている特殊な地位や権益のよつて来るところが十分理解されていなかつた。そのため相手を必要に刺激したり、無分別な対応をする者が多かつたようである。もうひとつは、対馬の朝鮮貿易は元禄～天和ころを絶頂期として衰退にむかっていたことの認識である。良質な鋳造銀の枯渴と輸出制限、和製人参の登場で朝鮮薬用人参の輸入衰退がはじまろうとしていたこと、また対馬の米穀不足を解消するため、織維製品を「買米」に交換せざる得ない窮状、など芳洲によれば「ざざい袋」、つまりサザエの壺のような、先行き見通しの立たない状況があつた。

そのため上記のような「遺言」をしたためる必要を彼は感じたのであるが、この書はその趣旨をこえて以下にのべるような先駆的な発言にみちている。

彼はまず「日本と朝鮮とハ諸事風義違ひ、晴好も夫に応じ違ひ候故、左様の所ニ、勘弁これ無く日本の風義を以て、朝鮮人へ交り候てハ事により食い違い候事多くこれ有り候」という。とりわけ「了簡ちがい」をおこす人は「江戸向きの公儀合ひを以て、朝鮮を取り捌き申す人」である。朝鮮人は中国の文物をよく理解し、またみだりに言葉にあらわしないが、それをもつて朝鮮人を長袖の「ぬるき者」と見てはならぬ、と説く。その一例として、酒のことをあげ、日本人には日本酒、朝鮮人には朝鮮酒、中国人には中国の酒、そ

してオランダ人には「アラキチンタ」（オランダ製のぶどう酒のようなもの）が合うのであって、朝鮮人が外交辞令で日本酒を褒めそやしても、それを理由として日本酒の優秀性があると誤解してはいけないというのである。また日本では夜行に提灯・蠟燭という便利なものが朝鮮にはそれがないため「にぶき風義」という人がある。しかし朝鮮の船を見ると、その構造・マストの作りなどははるかに合理的である。お互いに学ぶべき点は学びあうことがよいのである。

このことは通信使の日本往来についてもいえることがある。たとえば通信使一行は日光や京都大仏の立派さには感動しない、それよりも日本人が気付いていない道中の列樹の整備がすぐれていることに感心している。これまた「朝鮮、日本、志尚の在ル所をしるべき事に候」というわけである。

そしていわゆる「誠信」の交わり、「実意」のまじわり、ということを実現するためには、このようなおたがいの文化、歴史・風俗のちがいをよく知り、それを尊重しつつ、無用な紛争、誤解をさけて、偏見や侮りを捨て去ることが大切だ、と結論づけているのである。異文化を尊重し、その民族のもつてゐる歴史や「風義」をまつとうに理解してこそ、お互いが「共生」できる原点である、と芳洲はいうのである。これが彼が長年の朝鮮と朝鮮人との付き合いから学んだ最大、最高の結論であつた。